

監獄協會雜誌

第參拾參卷

第拾號

中華民國二十六年六月一日出版

論說

| | |
|-------------------|-----------------------|
| 少年法に就て..... | 司法省監獄局長 谷田 三郎.....(一) |
| 未成年教育論..... | 法學博士 典獄莊田經綸.....(一九) |
| 社會法學の思想と監獄法規..... | 典獄寺崎勝治.....(二七) |

譚叢

| | |
|------------|----------------|
| 時事だより..... | 甲 突 生.....(三五) |
| 片々録..... | 城西隱士.....(三八) |

寄書

| | |
|----------------|-------------------|
| 指紋法の研究(一)..... | 監獄局 藤井藤藏.....(四〇) |
| 監獄衛生雜感..... | 金澤石崎貧樂.....(四二) |

雜纂

| | |
|--------------------|------------------|
| 予は看守諸君と語る(四一)..... | 典獄有馬四郎助.....(四七) |
| 東北監獄巡遊記(二)..... | 秋田渡邊圓流.....(四九) |
| 藥籠(三〇)..... | 大阪荊屋老龜.....(五三) |

□彙報 □叙任 □會報 □公文.....(五五)

目次

監獄協會雜誌第叁拾叁卷第拾號

論說

少年法に就て

司法省監獄局長 法學博士 谷田 三郎

(大正九年六月二十三日第三回時局講演會に於て爲したる講演)

私は「少年法に就て」といふ演題の下に諸君の御清聴を煩はさうと思ひます。諸君も御承知の通り、我政府は本年春の帝國議會に「少年法」と題する法律案を提出致しました。此法律案は衆議院の特別委員會を通過した際に議會が解散せられた爲め、竟に成立に至らずして終りましたが、私の演題に所謂「少年法」とは右議會に提出せられた少年法案を指すのであります。

少年法に就て

(一) 說

私が茲に少年法を講演の題目として選擇致した理由は第一少年法なるものは後に詳説する如く現時文明諸國に於て最も重要な社會問題として取扱はれて居る不良少年問題を解決するに付ての根本法とも申すべき大切な規範を掲ぐる所の法制である。抑少年は第二の國民であつて將來に於ける國家社會の興亡盛衰は一に少年の良否如何に繋ることは殊更に喋々の辯を俟たざる所でありませぬ。然るに輓近歐米の社會は一方に於て非常なる文化の發展を遂げたるにも拘らず、社會の相續人として將來の國家を經營すべき少年は概して體質品性共に漸次不良に赴く傾向を來たし、少年の犯罪人及び犯罪行爲の數は統計上逐年増加しつつあるのである。——此趨勢は我國に於ても歐米と略ぼ同一である。——此の如きは抑も如何なる原因に基く乎、之を救治して將來の社會に於ける禍根を抜くには如何なる手段方法を採るべき乎。是を研究するのが不良少年問題の趣旨である。而して所謂少年法は此不良少年問題の解決を目的とする制度施設の主要なるものを網羅して規定した所の法案であります。少年法は以上略述せる如き性質のものでありまして、現下文明諸國に於て盛に論議せられつつある幾多の社會政策

的事業の中で其意義が最も重大で、其影響する所が最も廣く且つ深いものでありますから、時務研究の爲に開催せられた本講演會に於て少年法に關する談話を試みるのは決して不適當ではあるまいと思はれる。

私が本題を選んだ第一の理由は此に在るのであります。第二に我少年法案は特に宗教家諸君を信頼し、諸君の盡力を期待しつつあるのであります。即ち本案は保護處分の一として少年を寺院に委託する事を規定して居る。此委託處分に關する詳細の説明は是亦後段に譲りますが、兎に角我少年法案の趣旨を實行するには是非とも宗教家諸君の了解と努力を煩はさねばならぬことに相成つて居ます。夫れ故、私は豫てより機を得て一度此事を宗教家諸君に訴へ諸君の協賛を仰がんと存じて居ました折柄、恰も好し本講演會——我國佛教各派の最も有力なる宗教家諸君を網羅する本講演會から出講の御依頼を受けましたのは、私の素志を果たすに絶好の機會を與へられた次第であります。是れが此演題を選んだ第二の理由であります。第三に私は元と淺學非才、有識者を益するに足るやうな講話を爲す資格を有たぬことは飽迄自覺致して居りますが、不良少年問題に就ては十

數年來引き續き之れが調査に従事し、少年法案編纂の際には平沼花井兩先輩の驥尾に附して起草委員の末席を汚した因縁もありますから此事に就ては多少諸君の御参考になるやうな資料を提供することが出来はせぬかと考へたのであります。以上申述べた三點が私をして此演題を選択せしめた事由であります。

少年法は他の制度文物と相交渉する所が極めて繁く、其内容太だ複雑多岐に互り、政治、經濟、教育、宗教、道德、風俗等種々の方面に有形無形の反應を及ぼすべき性質を具へて居ますから、此の法案に付ては説明すべき廉が非常に多く、評論すべき點も亦非常に多く、私に許された僅かの時間を以て、本案に關係ある總ての事柄を講述せんことは固より不可能であります。故に私は本講演の範圍を左の五點に限定しやうと思ひます。

第一 少年法の概念 少年法は如何なる性質の法律なる乎

第二 少年法の由來 如何なる事情に因り少年法の如き特別法を設定する必要を生じたる乎

第三 我少年法案の梗概 我少年法案は大體に於て如何なる事項を規定する

乎

第四 我國に於ける少年犯罪の現況 我國に於ける少年の犯罪は統計上如何なる狀況を現示する乎

第五 少年法の實施に關し宗教家諸君に對する希望 我少年法案は宗教家諸君に對し何事を期待する乎、宗教家諸君は不良少年取扱問題に對し如何なる關係を有する乎

是より上示の五點に付き逐次説明致します。

第一 少年法の概念

一、少年法なる名稱

創造的新名稱——新名稱に伴て起る疑議

二、十八歳未満の男女

十八歳を以て少年時の限界と定めたる理由——男女兩性を包括す

三、犯罪少年及準犯罪少年

二者の意義——準犯罪少年の種類——犯罪少年に準する理由

少年法に就て

四、保護制度の新設と刑罰制度の改造

少年の保護及處罰に關する現行法の規定——保護方法の創設と刑罰法の改造——混合法——新規なる立法例

五、摘要

少年法の定義

一 少年法なる名稱 少年法と題する法律は這般新たに出來たもので、斯様な名前の法律は従前存在して居なかつたのであります、獨り我國に於てのみならず、外國に於ても少年法と稱する特別法はなかつたのです。唯だ近年になつて——千九百八年明治四十二年——に英吉利に於て兒童法 (Children Act) なる名題で、不良少年の處罰取締並に教養に關する舊來の法令を一括し、之を改定した一大法律が發布せられた。是が唯一の先例であつて、此以外には少年法と稱する法律は是迄我國にも亦た外國にもなかつたのであります。

少年法とは誠に茫漠たる名稱で、單に此名稱のみを一見するときは、此法律は如何なる性質のものであつて、其適用の範圍は那邊に及ぶのである乎、更に見當の付かない感がある。

即ち此法に所謂少年とは何歳までの者を指すのである乎。只だ少年と云ふ

丈では年齢の限界が判明せぬ。次に此法に所謂少年とは男女兩性を包含するの意なりや將た男性のみに限る趣旨なりや。我國で現に行はれつゝある一般の用語例に依れば未成年の女性は少女と呼び倣すのが普通である又内容の上より言ふも廣く少年法と題するからには一切の少年に關係ある一切の法令を網羅するものなる乎、將た其規定する所は特殊の少年に關する特殊の事項に限られて居るのである乎。本法の名稱のみを見るときは、上に擧げた様な疑が續々起て來るのであります。私は以下其疑議の重なる點に就て説明を下し少年法の概念を示さうと思ひます。

二 十八歳未満の男女

少年法案第一條には、本法ニ於テ少年ト稱スルハ十八歳ニ滿タサル者ヲ謂フと規定してある。之に依れば少年とは十八歳未満の未成年者のみを指すの法意であつて、十八歳以上の者は民法上未成年者であつても、所謂少年の範圍に屬しない。

從て本法の適用を受ける者は總ての未成年者ではなくして、十八歳未満の者に限るのであります。然らば何故に滿十八歳を以て少年々齡の限界と定めた

の乎と云ふ問が起て来る。此問は少年の特別處遇法を制定するに付ては非常に重要な研究點であつて、是に關しては學者實務家の間に種々の意見があり、我が少年法案が満十八歳を少年時の經界線と定めた理由を簡單に申述べれば、満十八歳と言へば數へ歳ては二十になる。數へ歳二十になれば心身の發達上、最早少年の境を脱して成年の列に入ると見るのが、古來我國に廣く行はれて居る觀念である。加之、我が現行の感化法でも亦監獄法でも矢張り満十八歳を以て少年時の限界と致して居る。歐米諸國の立法例に考へても、近年制定せられた兒童裁判所法、犯罪少年處分法即ち我少年法に相當する法律は満十八歳を以て少年成年の限界とする例が最も多い。唯だ英國の兒童法は満十六歳を以て限界と致して居る。我少年法案は我國の先例と歐米に於ける多數の立法例に従て十八歳説を採つたのであります。

次に少年法案に所謂少年は男女兩性を包括するか又は單に男性のみに限るかといふ問に對して一言致します。本案に所謂少年なる語には男女兩性を包括せしむる法意であつて男性のみに限る趣旨ではありませぬ。是は法文に「男

子」と明言せずして「者」といふ語を用ゐたのを見て明かである。何故なれば「者」といふ語の中には男女兩性を含んで居ることは我現行法の解釋上毫も疑なき所であるからであります。但だ我國に於ては犯罪少女不良少女の數が歐米の夫れに比し著しく少ない。——是は眞に喜ぶべき現象である——従て少年法の適用を受ける者は大部分男性であらうと思はれます。

三 犯罪少年及び準犯罪少年 少年法は一切の少年に適用すべき性質のものに非ずして、特殊の少年にのみ適用すべき法律である。特殊の少年とは何者である乎。少年法案の用語を假りて言へば「刑罰法令ニ觸ルル行爲ヲ爲シタル少年」及び「刑罰法令ニ觸ルル行爲ヲ爲ス虞アル少年」である。「刑罰法令ニ觸ルル行爲」は客觀的に見れば「犯罪」であるから「刑罰法令ニ觸ルル行爲ヲ爲シタル少年」とは即ち犯罪を爲したる少年である。又「刑罰法令ニ觸ルル行爲ヲ爲ス虞アル少年」とは未だ犯罪を爲したる事跡なきも、若し其儘に打放して置いたならば必然犯罪を爲すに至るべき危機に臨みつゝある少年を謂ふのである。犯罪を爲したる少年は通常之を「犯罪少年」(delinquent children, enfants délinquents, verbrecherische Kinder.)

と呼び犯罪を爲す虞ある少年を「準犯罪少年」(dependent children, enfants abandonnés, verwahrloste Kinder)と呼ぶことになつて居る。「準犯罪少年」と呼ぶのは犯罪少年に準じて特別の取扱をするからでありまして此中には専門家の間では不良兒遺棄兒放浪兒無監護兒などの稱ある色々な種類の少年が含まれて居る。即ち或は少年の爲人が先天的又は後天的に犯罪的傾向に富んで居る者がある。或は其人物の上から觀れば別に犯罪性に富む者とも云ひ難いが其居る所の境遇が甚だ悪い。例之少年を監護扶養しつゝある所の父兄が詐欺竊盜故買等を常業とする惡漢であるとか其父兄が少年を使うて醜業を營なんて居るとか其他少年の周圍が汚習惡徳に満ちて居て本人を其境遇から引き離すに非ざれば到底惡化を免かるゝことの出來ない場合がある。或は又た少年を監護扶養すべき義務ある者が本人を其の爲すが儘に放任し毫も監督の責を盡さない爲めに本人は何時しか不良の徒と交を結び惡所に出入する様な者もある。中には又監護扶養の義務ある者が少年を遺棄して仕舞ふた爲めに本人は一定の住所なく街路を徘徊し乞食をしたり塵溜を探したりなどして其日を送つて居る者など

もある。斯くの如く所謂準犯罪少年の中には色々な種類がある。何れも皆一步を誤れば犯罪に陥る危険を荷うて居るのであるから之等に對しても亦た犯罪少年に對すると同様適宜の措置を講ぜねばならぬ必要を生ずる。此必要に應じ少年に對して新なる處遇法を作つたのが少年法であります。

四 保護制度の新設と刑罰制度の改造 少年法は犯罪少年及び準犯罪少年にのみ適用すべき法律であつて本法に依り右二者に對する新規の處遇法が制定せられたことは前段に説明した所であります。所謂新規の處遇法の制定とは第一に犯罪少年及び準犯罪少年に對する保護制度を新設したことを指し第二に犯罪少年に對する舊來の刑罰制度を改造したことを指すのである。我國の現行制度では不良少年に對する取締及び教養の法とも謂ふべきものは唯だ一つ感化院に收容する處分法が存在するのみである。然るに此少年法案では感化院送致の外に尙ほ八種の保護處分を創定して取締及び教養の法を完成し而して此保護處分を實施する機關として新に少年審判所なるものを置くことに致したのであります。又舊來の刑罰制度の下では刑法に定めてある罪と罰との

條目の上から観ても、刑事訴訟法に定めてある犯罪の捜査起訴豫審公判、上訴等の手續の上から観ても、少年と成年との間に何等特別の取扱方を規定して居らぬ。尤も十五歳未満の被告人には官選辯護人を附することなど一二の特別處遇法がないではないが、夫れは誠に些々たるもので大體に於ては犯罪處罰の上では少年成年の區別を認めて居ないと申して差支ない。唯だ現行刑罰制度中監獄法では少年受刑者と成年受刑者とは之を分隔し、少年受刑者には教育を施すべき旨を規定して居るが、是とも其規定が甚だ不完全である。少年法は上の如き現行制度を改正して少年に適用すべき刑罰及び刑事訴訟手續に一大變革を加へ、且つ新に保護制度を立て刑罰に代はるべき處分と之を實施する特別機關を創設したものであつて、其規定の中には刑法の改正に屬するものあり、刑事訴訟法の改正に屬するものあり、監獄法の改正に屬するものあり、全然新規な創設に係るものあり、現行法の變更に過ぎざるものあり。之を法規の性質より觀るも、或は司法法規に屬すべきものあり、或は行政法規に屬すべきものあり、實體法に屬すべきもの手續法に屬すべきもの、交互錯綜して、其種類甚だ複雑多様

である。

從て我國で普通行はれて居る立法の形式より言へば、全く別個の律令に規定せらるべき筈の法則が本法に於ては包括的に併合せられて、異種雜居の有様を呈して居る。此の如きは、我國の法律としては珍らしい新例と謂はねばならぬのであります。

五 摘要 上來述べた所を綜合すれば、我少年法案の概念は左の如く要約するところが出来るのであらうと思はれます。

我少年法案は、十八歳に満たざる犯罪少年及準犯罪少年の處罰に付き、舊來の刑罰制度を改め、且つ犯罪少年及準犯罪少年の教養並に取締に付き、新に保護制度を設けたる特別法の草案なり。

以上不十分ながら少年法の一般的概念を説きましたから更に進んで本法に規定する特別處遇法の内容に立ち入る順序であります。其前に此の如き特別法の制定を要するに至つたのは如何なる事由に出たのである乎、其由來を略述して、此法の沿革的意義を明かにし併せて少年法を理解するに付て必要な資料を準備し

て置かうと思ひます。

第二 少年法の由來

一、少年の取扱に關する舊時の法制

刑事政策と刑事制度の概念——豫防と鎮壓の兩面——舊制度は鎮壓の一方に偏す——舊制度の刑罰觀念——復讐應報——膺懲威嚇——客觀主義と主觀主義——峻刑嚴罰——無差別的處遇——英法の犯罪責任年齡——我舊刑典の少年犯罪處分法

二、歐米に於ける刑罰制度改革の徑路

感化改善主義の提唱——監獄の改良——北米に於ける少年監獄と少年裁判所——歐洲に於ける少年處遇法の改革——改革の主因——少年犯罪の激増——英佛獨に於ける少年犯罪の統計——犯罪問題の發生——犯罪の實際科學的研究——犯罪少年處分法に對する新學派の非難——少年制度改革の端緒——少年裁判所運動

三、少年の特別處遇に關する歐洲最近の立法例

歐洲に於ける少年裁判所の流行——英國の兒童法及犯罪豫防法——白兀義の兒童保護法——佛國の少年裁判所法——洪牙利の少年裁判所法——諸國の草案——摘要

四、我少年法案成立の由來

舊刑法及刑事訴訟法——新刑法の主義——新刑法の犯罪少年處遇問題に對する態度——新刑法に少年の特別處

分に關する規定を掲げざる理由——少年法案編纂の經過——少年法と刑法刑事訴訟法との關係

一 少年の取扱に關する舊時の法制

少年の取扱に關する舊時代の法制を説くに方つては、一應舊時代に於ける一般刑事制度殊に刑罰制度の概念を略説して置く必要がある。由來犯罪の撲滅減少を目的とする政治的動作を名て刑事政策(Criminal policy, politique criminelle, Kriminalpolitik)と謂ひ、刑事政策に關する法規の總體を稱して刑事制度(Penal institution, l'institution criminelle, Kriminal-gesetzgebung)と申します。刑事制度に二つの方面がある。其の一は鎮壓(Repression, Bestrafung)の方面で他の一は豫防(Prevention, Vorbeugung)の方面である。鎮壓とは既に發した犯罪事實に付て、其犯人の責任を問ひ、之に對して刑罰を適用する爲に取る所の措置を意味し、豫防とは犯罪を未發に防止せんが爲に取る所の措置を意味するのであります。刑事政策の働に鎮壓と豫防の二方面があるに從て、刑事制度にも自ら鎮壓制度と豫防制度の別が生じて來る。刑罰制度又は處罰制度とは鎮壓制度の別名である。犯罪防壓の事業は元と右の鎮壓法と豫防法とが兩々相俟て其效を奏すべきものであります。舊時の刑事制度に於ては、單り鎮壓制度即ち刑罰

制度のみが發達して豫防制度は殆んど存在しなかつたのであります。仍て以下専ら刑罰制度の事を御話致します。

舊時代の刑罰制度は復讐(revenge, vengeance, Raache)と應報(Retribution, rétribution, Vergeltung, quia peccatum est)の觀念の上に成り立つて居るもので、其最も重もな目的として着眼して居る點は、刑罰の働に因て膺懲威嚇(deterrence, intimidation, Abschreckung)の效用を發揮せんとするに在るのである。所謂復讐應報の觀念とは古來傳はつて居る信賞必罰、惡因惡果、目を以て目に報ひ、齒を以て齒に報ふといつたやうな、害惡に對しては同一若しくは其れ以上の害惡を以て之に報償すると云ふ思想を指すのである。又刑罰の働に因て膺懲威嚇の效用を發揮するとは刑罰といふものは如何ばかり苦しく辛らいものである乎、罪の報は如何に恐ろしく悲しむべきものである乎を科刑及び行刑の上に實現し、之に因て一面には犯罪人自身をして罪に對する制裁の峻烈なるに懲り果て、苦恨悔痛、將來は斷じて過を再びしないといふ決心を起さしめ、而して他の一面には、一般世人をして刑罰の報を受けたる犯罪人の悲惨なる運命に鑑み、畏怖恐悚、長く非違の念を斷たしむ

ることを言ひ現すのである。右の外特に注意すべき事は、舊時代の刑罰制度は主として事實の上に現はれた損害の輕重大小を以て科刑の標準とし、犯人の性格や其心事の如何は犯人の處罰上左まで之を重要視しなかつた。刑事専門の學者は此種の見地を客觀主義(objectivism)と稱し、主觀主義(subjectivism)と對立せしめて居る。主觀主義とは刑罰の適用上實害の大小よりは犯人の性情や犯意に重きを措く見地を謂ふのである。

以上簡單に舊制度の大綱目を述べましたが、之を要するに舊時代の刑罰制度は復讐應報主義を基礎とし、膺懲威嚇主義を器材とし、客觀主義を色彩とした思想の建物である。如上の主義から成立て居る結果、舊制度に於ける刑罰は勢ひ峻酷たるを免かれぬ。其理由は、若し科刑が輕かつたならば膺懲威嚇の效用を實現し、應報の趣旨を貫徹することが出來ぬからであります。我國の古代刑典は諸外國の例に比して餘程寛大で而して人情的であるが、夫れでも武家時代の刑典には一錢斬と稱して僅に一錢を盗むだ者をも斬に處することになつて居る。英國の古法では三度目の乞食は死刑に處し、ヘンリー八世の一代に七萬二千人

を十字架に懸けたと書いてある。又舊時代の刑典に於ては罪跡を見て犯人を見ぬといふ客觀主義を採用して居る結果、罰は骨肉を論ぜずといつたやうに犯人の何人たるやに關はらず、無差別的に刑を適用すると云ふことになつて居る。則ち犯人の男女たると老幼たるとを分たす。罪を犯した者には其害跡の大小に應じて刑罰を科するのであります。

古代刑典に於て、犯罪少年の取扱に關する特別規定の存在せざりし事は、叙上の説明に依り其理由の要旨を知ることが出来るであらうと思ふ。尤も古代刑典に於ても七八歳未満の全く頑是ない幼児の加害行爲は罪として之を論じなかつた。従て幼兒本人に刑を加へることはなかつたのであるが、七八歳以上の子供には容赦なく刑を科する。文明の先達を以て自任しつゝある英吉利では十歳前後の子供に對して死刑を言渡したとか、無期刑を執行したとかいふ實例が沿革史上乏しくない。英米法では現時でも七歳を以て犯罪責任年齢と定め居る。即ち滿七歳以上の子供にして惡意ありと認められた者は其犯罪行爲に對して刑罰を受くべき責任を負ふて居るのである。(未完)

未成年教育論 (承前)

典獄 莊田 經 綸

第三行刑の事由よりして未成年因教育に及ぼす制限の緩和を計るとゼームス教授は人の本能の發達時期を三段に分ち最初の兒童時期は遊戯し昔話し事物の外觀的性質を學得するより成立し次の青年期の生活は系統的に成立せる遊戯實世界に關する小説歌曲事物の贈與友誼愛情自然旅行冒險科學哲學より成立し成年時代の生活は霸氣政略慾心責任其他生存競争より生ずる利己心より成立し是等は皆其時期に於て發生すべき本能なり故に此本能の發生する爲には相當時期に於て妨害すべからず若し遊戯すべき少年が他の少年と共に遊ぶことなくして只獨り孤立に成長して球投も綱引も船漕ぎも馬騎りも氷滑りも河漁も山獵も學ぶことなかりしならば則ち彼れは一生運動嫌として終るならんと云へり此言は其總てが悉く真理なりとは速斷し難しと雖ども姑く之を正當なりと假定して之を未成年因の上に移して觀察するに未成年因は略ぼゼームス教授が謂ふ所の青年時期の年齢に該當するものゝ如きが故に氏の主張の如くせば遊戯を必要としスペンサーは他の理由よりして體操よりも遊戯を重要視せり、曰く快樂は身體を強壯にするに最も效力あるものにして血液の循環を助け諸機關の作用を平順にして健康なるときは健康を増し健康を失ふときは之を恢復するに裨益あるものなり是遊戯が體操に優る所以なりと氏は又曰く體操は心に快樂の刺戟を與へざるが故に缺點あり且又其發育せしめ得る所は一局部及

特種の機關のみ作用あらしめ遊戯の如く身體各部を同様に活動し平等に發育せしむる能はずと此言は餘りに極端なれども遊戯を有益のものとすることは正當なるべく尙ほ又コンペーンの如きは遊戯は常に體育上必要なのみならず亦想像力の練習と美感教育上に親密なる關係を有し頗る重要なるを云ひガール博士は遊戯は小兒の思考又は行動が全然其等形式的意識的に向はずして自由に開放せられ其運動場に於ては衝動的運動優勢を占め情緒は單純にして比較的淺く何第干渉し來る習慣なく小兒は全然各自の感情と意志との支配するが儘に働き得即遊戯は以て小兒の本能と眞の人格とを表現するものなるが故に小兒の遊戯を観察するによりて主として其各個の眞の性格を知ることを得と云へるは何れも至言と謂ふべく要するに遊戯は本能の發達に順應するのみならず身體の發達感覺機關を鍛練し諸種の嶄新なる經驗を得想像力判斷力情操作用の萌芽を生ぜしめ他日自律的行動をなすの素地を與へ注意集注の良習慣を養ひ之を善用せば體て善事施行の基ひともなり教育上看過すべからざる重要事なるも未成年因に就きては是等は全く懲役執行の本旨に悖るを以て從來許容し居らざれども亦一面より見れば未成年因處遇は寧ろ教育主義に重きを置くべきを至當とするが故に若し能ふべくんば將來は運動時間に體操に準ずるものとして之が施行の途を啓かれんことを望む又旅行は近年獨逸の小學校に於て科せられ居る郷土科 (Zemmat Kunde) の目的の其一たる校外教授の趣旨に副ふ點よりして見るも體育上よりして觀察するも將た亦快活なる生氣を攝取し閉塞意思を展開する目的より云ふも其效果あるは言を俟たずと雖ども罪囚の性質に照せば之を施すに由なし唯だ夫れ差支なき範圍に於ける監外作業は幾分か

は此氣分を養ひ得るに便宜ならん乎食物に就きスベンサーは幼兒食物は最も滋養分あるを要し毎食變化あるを必要とし又多量なるを要すと云へり此言も亦極端に奔れるの感あれども少年は成長期にあるを以て首肯すべき點なしとせず現今我邦の幼年監獄其減少數を除きたる以外何れも成年因と同様なる質及量の食物を少年に給與し居れるも是等は乞ふ成年因に比して成るべく多く滋養分を含有せる食物を給與することに改められんことを次に美育即ち美感を善良に教育することは德育に良好なる影響を與ふ是を以て古昔希臘人は常に美と善とを聯結せしめ雅典人は德育は主として美育に依りプラトンは心神は美を経て善に昇進するものと思惟し又ストアック教派の如きは美と徳とを同一なりと唱道せりペインは美術は精神を爽快にし元氣を養ひ業務に力むることを鼓舞するものとなし尙ほ云へらく若し教育を以て人を幸福ならしむる方法なりと見るときは確かに美術の知識は其中に含まれざるべからずと而して眼一度ジョン・スチュアート・ミルの言行録を一瞥し氏が年少の間は常に深き憂鬱に沈淪し人生を嫌厭し二十歳の頃は冬季日々只投水して死せんことを欲せし程なりしが偶々詩集一冊を得又音樂の趣味を感じ是等より生じたる情緒によりて救はれ慰められ此に於て人生に愛着するに至りたる旨の記事を通讀せんものは此間の消息を實際的に諒解し得るなるべし若し夫れ美育が未成年因の如きものに對して其改善に效果あるべきことの説明に至りてはマリオンの左の言を援用せば予の拙なる言辭に優ること幾許なるを知らず氏曰く美術は兒童に教へざるべからず何んとなれば教育上無比の力を有すればなり美の本質は秩序と調和なり而此秩序及調和は其始め想像及智力の作用に存すと雖ども直

ちに心情の作用中に轉入し更に表現して優美雅致の外貌となり其運動に均齊整致せしめ終に亦行爲の上に發表し善良なる嗜好は自尊自重の形狀を呈す尙又美術は公私の風儀を溫和ならしむることは世人の常に啗ふる所にあらずや實に或罪過不徳の傾向の如きは常に美と伴ふ習慣を得たる心意には全く意想外の事なれば殆んど其觀念を想起すること能はざるべく從ひて又決して之に耐ゆること能はざる所なるべきなりと若し此言にして過誤なからんには固より必ずしも彼の雅典人の如く生徒をして或は名工傑作の美術中に或は肖像の世界中に生活せしむることを要せざれども少くとも居房教室工場の如きは之を華麗にし粧飾品を備へ時には美術の蓄藏所等に伴ひ觀覽せしむるが如き又樂を奏して讚美の情を動かし賞歎の感を起さしむるは悪性少年の改善に有益なるものと謂ふべきなり然りと雖ども未成年囚は教育の外行刑上の規定に從ひ教育の故を以て全然之を忽諸に附すべからざるものあれば其許容する範圍に於て之が採用は見通すべからざる肝要の事項ならんか予は曩に夜間囚徒の就寢の際に於て之を居房に收容の儘教誨を施し此前後に奏樂を行ひしことありしが支障ありて一時中止せるも早晚之が復興を企て其効果如何を實驗せんことを期待し居れり尙ほ又アドルフ、ヂステルウエヒ一派の謂ふ所の合開化主義之を概言せば抑人類はアリストートルの云ひし如く社交的のものなるが故に被教育者が後日社會の爲に其事務を營まざるべからざるを以て社會の運動に加入せしめ其社會と直接の關係を有せしむることを必須の事項なりとなすに在りて蓋し是れ教育上至當の主張なりと認む竊て之を未成年囚に顧みるに彼れは懲役の受刑者として入獄の身なれば固より社會生活に伍し直接社會の進歩に隨

伴するの自由なきが故に惜哉此事項は之を適用するに由なしと雖ども其刑期にして餘り長からず僅に一二年以上のものに在りては實際上左迄の支障を視ざるのみならず教師は出來得る丈且つは罪囚教育の本旨に悖戻せず國俗に背馳せざる範圍内に於て其時勢に密接の關係を有する概念を看取し之を斟酌して教育の資に加へなば幾分かは行刑の性質より生ずる教育上の制限を緩和するを得べけん

説いて茲に到れば或者は問はん教育方法の一大動作たる管理を論ぜざるは如何と管理の教育上必要なるは予も勿論亦之を認むるものなり夫れ内心の教育は教授と訓育に依るべきも尙ほ是れ以外に於て教授又は教育の安寧を保護し被教育者をして共同の秩序に從ひて靜肅勉勵精確禮儀等所有ゆる間接道徳の習慣を養成せしむるの要あり而此動作は尙も教育的警察にして普通管理と稱する所のものなればなり然るにも拘はらず之を省略せし所以のものは他なし本論は未成年囚教育を主眼として之を論ずるに在りて未成年囚は懲役の受刑者たるが故に其教育と雖ども固より行刑の範圍内に於て營まれ既に行刑なる以上は彼の自己を剝奪し紀律の遵守を強ゆること峻嚴にして普通の學校に於ける管理の比にあらず言ひ換ゆれば普通の學校に於ける管理よりも一層嚴格なる行刑的監督の行はれ居る中に在りて教育を施すものなるが故に特に普通の管理を論ずるの必要なきは辯を待ちて後に知らざるなり又或者は問はん予は前に遊戯に付さ少しく論ぜし外一般的に體育に言及せざるは畢竟ヘルバルト、チルレル、ケルン、一派に倣ふて體育を未成年教育より除外せんとするかと予は之に對して左の如く答へんとすブラトローが嘗て心身は其訓練を偏廢すべきにあらずして寧ろ轅を同うする雙馬を驅るが如くすべしと

云へりしは知言にして予も亦感を同らす即ち心身は相互關聯し心意の強健を欲せば其身體の健康を要するが故に之を等閑に附すべからずヘルバルトも亦身體の健康は總ての天稟の基礎なり故に之を養護するは品性陶冶の主要部分に屬すと主張しながら之を醫師に委すべしとなして教育より除外せるは大なる誤謬なるを以て此點に就てはヘルバルト一派の學說を排斥するものなり然らば體育は如何にすべきや意ふに消極的體育に付ては自體自然の勢力を維持保護するを主として其全體は衛生學の教ふる所の禁戒に依りて成れり即衛生の完備是なり積極的體育としては總ての運動遊戲體操是なり而して監獄に在りては衛生は比較的完全に施され運動體操は常に營まれ居るが故に予は未成年囚の體育は遊戲を除く外大體は現に行はれ居る所のものを是認せし迄にて固より體育を除外せざるは言を俟たざるなり或者は云ふ身體をも強壯健固ならしめんが爲に身體に艱苦を與ふるを要すとロックは此主張者の一人なり氏は冬時暖衣を着るを禁ぜしもスベンサーが之に反對せしは有名なる事實なり想ふに一たび強ひて身體を取扱ふ方法を教へ少年の際其習慣を附するときは身體機關は陶冶せらるべきも此間自から亦制限の存するものなくんばあらず即ち其方法が體質と容れざる場合あることを忘るべからず或場合に如何に盡す所あるも到底慣らしむべからざるものあるは英の詩人ゴルド、スミスの左の談は克く此理を説明せるものと謂ふべし其談に曰く一日ペートル大帝以爲へらく鹹水を飲用せしむる習慣は凡て航海者の爲に至極の良法なりと帝直ちに命を下して曰く凡て海軍志願生の飲料は今後鹹水に限るべしと然れども生徒盡く死したれば遂に此の試験は中止するに至れりと是れ固より極端なる事例に過ぎざ

れどもロック一流の主張も亦ただ峻酷に失せるものあるを窺知するに足るものあり而是れ須らく未成年囚の體育上に應用せざるべからざる一要件たるを遺忘すべからず以上の觀察果して大過なからしめば未成年囚に對する教育は善く其効果を收め得べきを疑はず論者或は是れが効果を疑ふものあり其言ふ所下の如し凡そ少年被教育者は家庭と學校との兩教育あればこそ其者をして獨立自治の域に達し其社會に於ける職分を盡さしむるに足るものなり然るに若し特殊の事情ありて家庭教育の力を藉る能はざる場合に在りては教師は以て兩親に代り交友は以て兄弟に代りて教育的影響を與ふ而此影響たるや通常平板にして變化少きに因り品性陶冶上良好の結果を收め得るや疑はしとなすに在りてニーマイエル之を唱道せり素より此意見は未成年囚に限りて主張したるにはあらずと雖ども家庭教育を假る能はざる點に至りては未成年囚も亦其數に洩れざるが故に此批難は均しく免れ難き所なりと夫れ然り然れども若し之れが教育の任に當る人にして善良ならんには敢て憂ふるに足らず諸子歴山大王の左の語を想起せられよ朕は父君ヒリツプよりも師アリストテレスに感謝する所多し是他なし父君は單に朕を生みしのみなれども師は朕を善良に生み出したればなりと是れ云ふ迄もなく哲學上殆んど古今に獨歩せるの概あるアリストテレスと稀世の大英雄歴山大王との間に於ける師弟の關係より生ぜし現象なれば之を世の落伍者たる未成年囚と其教師との關係に比するは其智徳の差雲泥も當ならずと雖ども良師の子弟に及ぼす感化は凡庸若しくは邪惡の家庭の子女に與ふる影響に優るものあるの理數は之を争ふの餘地なし語を換へて言へば其教育的影響の勢力は後者に比して前者の更に強大なるものあるを見る

左ればストイガイノイマイエルの學敵として家庭の助力なき特種教育の有効を主張せしは洵に理由ありと謂ふべし乃ち知る未成年囚教育の效益あることを斷言するの其正當なることを況んや予が推尚する未成年教育の主義方法にして若し善く肯綮に中たるを得んには其效果の深甚廣大なるものあるをや殊に況んや真に教育者其人を得ん乎其效果更に大にして終に未成年囚を導きて社會の良民に善化せしめ因りて以て社會の害毒を除くこと大に亦以て國家の安寧に資すること多きを見るをや果して然らば誰かは未成年囚教育の貴重なることを拒むべき今や政府は頻りに未成年監獄の増設又は其改築改良に力めらるゝ所以のもの以て見るべく亦焉んぞ當局の卓見を敬仰せざるなきを得んや。(完)

社會法學の思想と監獄法規

典獄 寺崎 勝治

論理的法學又は概念法學に對して目的法學又は社會法學の興起を見るに至りたる原因は下の如くである。

其の一は「ジュエニール」が千八百九十九年「私法に關する解釋法及法源」と題する書を公にして法の自由討究を唱道したることである。

其の二は千九百七年に公布された瑞西民法第一條第二項に「法典に規定なきときは裁判官は慣習法に據るべく慣習法なければ自己が立法者として立つべしと信ずる條規に據りて裁判すべし」と規定されたことである。

其の三は獨逸に於ける法律家の非常識なることである。

而して此の思想は佛國より獨逸に入るに及びて一層激烈となつたのである。

概念法學は論理を以て一切の事物を解決しやうとするので兎角社會的適性を缺くからして自由法説なるものが顯はれたのである、此の説を主張するものに二派あつて一は獨斷自由法説にして國民の感情、理性、平等、自由は即ち自由探究の目標であると云ふのである、他の一は批判的自由法説である、即ち目的論にして法律の目的、社會國家の目的に依り解釋すべしと云ひ、或は利害を較量すべしと主

張するのである、又別に價値の判斷に依るべしとの説がある、即ち法的生活を律する適性は法の價値である、故に之れを見出して解決すべしと云ふのである、「スタムラー」の正法説も亦目的論の一と見ても誤りではないと思ふ。

社會の要求と法規と一致するならば別に面倒はない、併しながら「制定當時の立法者ならば」と云ふことと「現代の立法者ならば」と云ふことは著しき差がある、そこで現代に於ける社會思想を基調とし社會の要求に順應した法の解釋を見出さねばならぬ。

監獄を廣義に解すれば社會と云ふことが出来る、狹義に解すれば特別の社會と云ふことになると思ふ、故に現代の要求と監獄とは没交渉、別天地であるとは思はれない、其の當然の結果として社會の要求と監獄法規との間に調和融合させることを研究するのが司獄官の任務であらねばならぬ。

獨逸の一詩人は

法は不治の病の如く遺傳す

徐ろに此處より彼處へ歩み行く

慈悲も厄病となる

一の世より他の世へ曳かれて行く
道理も噫言となり
憐む、汝、人の後裔たるを

と嘆じたのは洵に至言である、善法化して惡法となり、社會を護るの法は社會を害するの法となるから深甚の注意を拂ふ必要があると信ずるのである。

○大正九年八月中入出監並月末在監人員(△ハ減)

統計

| 受刑者 | 刑事被告人 | 勞役場留置者 | 乳兒 | 總計 | 備考 |
|--------|-------|--------|----|---------|---|
| 50,202 | 2,904 | 168 | 24 | 53,398 | 内朝鮮人受刑者男一四四人、刑事被告人男九人、外國人受刑者男三九人、女一人、刑事被告人男四人、女一人アリ |
| 3,221 | 2,771 | 206 | 11 | 6,209 | |
| 3,889 | 2,750 | 210 | 10 | 6,859 | |
| 4,934 | 2,925 | 164 | 25 | 8,058 | |
| 5,022 | 2,904 | 168 | 24 | 8,118 | |
| 5,356 | 2,771 | 206 | 11 | 8,544 | |
| 5,837 | 2,750 | 210 | 10 | 8,807 | |
| 5,942 | 2,771 | 206 | 11 | 8,930 | |
| 6,209 | 2,750 | 210 | 10 | 9,179 | |
| 6,456 | 2,925 | 164 | 25 | 9,560 | |
| 6,561 | 2,904 | 168 | 24 | 9,657 | |
| 6,859 | 2,771 | 206 | 11 | 9,847 | |
| 6,974 | 2,750 | 210 | 10 | 10,044 | |
| 7,137 | 2,771 | 206 | 11 | 10,325 | |
| 7,356 | 2,750 | 210 | 10 | 10,622 | |
| 7,575 | 2,771 | 206 | 11 | 10,963 | |
| 7,794 | 2,750 | 210 | 10 | 11,364 | |
| 8,013 | 2,771 | 206 | 11 | 11,801 | |
| 8,232 | 2,750 | 210 | 10 | 12,242 | |
| 8,451 | 2,771 | 206 | 11 | 12,689 | |
| 8,670 | 2,750 | 210 | 10 | 13,140 | |
| 8,889 | 2,771 | 206 | 11 | 13,596 | |
| 9,108 | 2,750 | 210 | 10 | 14,057 | |
| 9,327 | 2,771 | 206 | 11 | 14,514 | |
| 9,546 | 2,750 | 210 | 10 | 14,976 | |
| 9,765 | 2,771 | 206 | 11 | 15,443 | |
| 9,984 | 2,750 | 210 | 10 | 15,915 | |
| 10,203 | 2,771 | 206 | 11 | 16,391 | |
| 10,422 | 2,750 | 210 | 10 | 16,872 | |
| 10,641 | 2,771 | 206 | 11 | 17,358 | |
| 10,860 | 2,750 | 210 | 10 | 17,849 | |
| 11,079 | 2,771 | 206 | 11 | 18,345 | |
| 11,298 | 2,750 | 210 | 10 | 18,846 | |
| 11,517 | 2,771 | 206 | 11 | 19,352 | |
| 11,736 | 2,750 | 210 | 10 | 19,863 | |
| 11,955 | 2,771 | 206 | 11 | 20,379 | |
| 12,174 | 2,750 | 210 | 10 | 20,900 | |
| 12,393 | 2,771 | 206 | 11 | 21,426 | |
| 12,612 | 2,750 | 210 | 10 | 21,957 | |
| 12,831 | 2,771 | 206 | 11 | 22,493 | |
| 13,050 | 2,750 | 210 | 10 | 23,034 | |
| 13,269 | 2,771 | 206 | 11 | 23,580 | |
| 13,488 | 2,750 | 210 | 10 | 24,131 | |
| 13,707 | 2,771 | 206 | 11 | 24,687 | |
| 13,926 | 2,750 | 210 | 10 | 25,248 | |
| 14,145 | 2,771 | 206 | 11 | 25,814 | |
| 14,364 | 2,750 | 210 | 10 | 26,385 | |
| 14,583 | 2,771 | 206 | 11 | 26,961 | |
| 14,802 | 2,750 | 210 | 10 | 27,542 | |
| 15,021 | 2,771 | 206 | 11 | 28,128 | |
| 15,240 | 2,750 | 210 | 10 | 28,719 | |
| 15,459 | 2,771 | 206 | 11 | 29,315 | |
| 15,678 | 2,750 | 210 | 10 | 29,916 | |
| 15,897 | 2,771 | 206 | 11 | 30,522 | |
| 16,116 | 2,750 | 210 | 10 | 31,133 | |
| 16,335 | 2,771 | 206 | 11 | 31,749 | |
| 16,554 | 2,750 | 210 | 10 | 32,370 | |
| 16,773 | 2,771 | 206 | 11 | 32,996 | |
| 16,992 | 2,750 | 210 | 10 | 33,627 | |
| 17,211 | 2,771 | 206 | 11 | 34,263 | |
| 17,430 | 2,750 | 210 | 10 | 34,904 | |
| 17,649 | 2,771 | 206 | 11 | 35,550 | |
| 17,868 | 2,750 | 210 | 10 | 36,201 | |
| 18,087 | 2,771 | 206 | 11 | 36,857 | |
| 18,306 | 2,750 | 210 | 10 | 37,518 | |
| 18,525 | 2,771 | 206 | 11 | 38,184 | |
| 18,744 | 2,750 | 210 | 10 | 38,855 | |
| 18,963 | 2,771 | 206 | 11 | 39,531 | |
| 19,182 | 2,750 | 210 | 10 | 40,212 | |
| 19,401 | 2,771 | 206 | 11 | 40,908 | |
| 19,620 | 2,750 | 210 | 10 | 41,609 | |
| 19,839 | 2,771 | 206 | 11 | 42,315 | |
| 20,058 | 2,750 | 210 | 10 | 43,026 | |
| 20,277 | 2,771 | 206 | 11 | 43,742 | |
| 20,496 | 2,750 | 210 | 10 | 44,463 | |
| 20,715 | 2,771 | 206 | 11 | 45,189 | |
| 20,934 | 2,750 | 210 | 10 | 45,920 | |
| 21,153 | 2,771 | 206 | 11 | 46,656 | |
| 21,372 | 2,750 | 210 | 10 | 47,407 | |
| 21,591 | 2,771 | 206 | 11 | 48,173 | |
| 21,810 | 2,750 | 210 | 10 | 48,944 | |
| 22,029 | 2,771 | 206 | 11 | 49,720 | |
| 22,248 | 2,750 | 210 | 10 | 50,501 | |
| 22,467 | 2,771 | 206 | 11 | 51,287 | |
| 22,686 | 2,750 | 210 | 10 | 52,078 | |
| 22,905 | 2,771 | 206 | 11 | 52,874 | |
| 23,124 | 2,750 | 210 | 10 | 53,675 | |
| 23,343 | 2,771 | 206 | 11 | 54,481 | |
| 23,562 | 2,750 | 210 | 10 | 55,292 | |
| 23,781 | 2,771 | 206 | 11 | 56,108 | |
| 24,000 | 2,750 | 210 | 10 | 56,929 | |
| 24,219 | 2,771 | 206 | 11 | 57,755 | |
| 24,438 | 2,750 | 210 | 10 | 58,586 | |
| 24,657 | 2,771 | 206 | 11 | 59,422 | |
| 24,876 | 2,750 | 210 | 10 | 60,263 | |
| 25,095 | 2,771 | 206 | 11 | 61,109 | |
| 25,314 | 2,750 | 210 | 10 | 61,960 | |
| 25,533 | 2,771 | 206 | 11 | 62,816 | |
| 25,752 | 2,750 | 210 | 10 | 63,677 | |
| 25,971 | 2,771 | 206 | 11 | 64,543 | |
| 26,190 | 2,750 | 210 | 10 | 65,414 | |
| 26,409 | 2,771 | 206 | 11 | 66,290 | |
| 26,628 | 2,750 | 210 | 10 | 67,171 | |
| 26,847 | 2,771 | 206 | 11 | 68,057 | |
| 27,066 | 2,750 | 210 | 10 | 68,948 | |
| 27,285 | 2,771 | 206 | 11 | 69,844 | |
| 27,504 | 2,750 | 210 | 10 | 70,745 | |
| 27,723 | 2,771 | 206 | 11 | 71,651 | |
| 27,942 | 2,750 | 210 | 10 | 72,562 | |
| 28,161 | 2,771 | 206 | 11 | 73,478 | |
| 28,380 | 2,750 | 210 | 10 | 74,399 | |
| 28,599 | 2,771 | 206 | 11 | 75,325 | |
| 28,818 | 2,750 | 210 | 10 | 76,256 | |
| 29,037 | 2,771 | 206 | 11 | 77,192 | |
| 29,256 | 2,750 | 210 | 10 | 78,133 | |
| 29,475 | 2,771 | 206 | 11 | 79,079 | |
| 29,694 | 2,750 | 210 | 10 | 80,030 | |
| 29,913 | 2,771 | 206 | 11 | 80,986 | |
| 30,132 | 2,750 | 210 | 10 | 81,947 | |
| 30,351 | 2,771 | 206 | 11 | 82,913 | |
| 30,570 | 2,750 | 210 | 10 | 83,884 | |
| 30,789 | 2,771 | 206 | 11 | 84,860 | |
| 31,008 | 2,750 | 210 | 10 | 85,841 | |
| 31,227 | 2,771 | 206 | 11 | 86,827 | |
| 31,446 | 2,750 | 210 | 10 | 87,818 | |
| 31,665 | 2,771 | 206 | 11 | 88,814 | |
| 31,884 | 2,750 | 210 | 10 | 89,815 | |
| 32,103 | 2,771 | 206 | 11 | 90,821 | |
| 32,322 | 2,750 | 210 | 10 | 91,832 | |
| 32,541 | 2,771 | 206 | 11 | 92,848 | |
| 32,760 | 2,750 | 210 | 10 | 93,869 | |
| 32,979 | 2,771 | 206 | 11 | 94,895 | |
| 33,198 | 2,750 | 210 | 10 | 95,926 | |
| 33,417 | 2,771 | 206 | 11 | 96,962 | |
| 33,636 | 2,750 | 210 | 10 | 98,003 | |
| 33,855 | 2,771 | 206 | 11 | 99,049 | |
| 34,074 | 2,750 | 210 | 10 | 100,100 | |
| 34,293 | 2,771 | 206 | 11 | 101,156 | |
| 34,512 | 2,750 | 210 | 10 | 102,217 | |
| 34,731 | 2,771 | 206 | 11 | 103,283 | |
| 34,950 | 2,750 | 210 | 10 | 104,354 | |
| 35,169 | 2,771 | 206 | 11 | 105,430 | |
| 35,388 | 2,750 | 210 | 10 | 106,511 | |
| 35,607 | 2,771 | 206 | 11 | 107,597 | |
| 35,826 | 2,750 | 210 | 10 | 108,688 | |
| 36,045 | 2,771 | 206 | 11 | 109,784 | |
| 36,264 | 2,750 | 210 | 10 | 110,885 | |
| 36,483 | 2,771 | 206 | 11 | 111,991 | |
| 36,702 | 2,750 | 210 | 10 | 113,102 | |
| 36,921 | 2,771 | 206 | 11 | 114,218 | |
| 37,140 | 2,750 | 210 | 10 | 115,339 | |
| 37,359 | 2,771 | 206 | 11 | 116,465 | |
| 37,578 | 2,750 | 210 | 10 | 117,596 | |
| 37,797 | 2,771 | 206 | 11 | 118,732 | |
| 38,016 | 2,750 | 210 | 10 | 119,873 | |
| 38,235 | 2,771 | 206 | 11 | 121,019 | |
| 38,454 | 2,750 | 210 | 10 | 122,170 | |
| 38,673 | 2,771 | 206 | 11 | 123,326 | |
| 38,892 | 2,750 | 210 | 10 | 124,487 | |
| 39,111 | 2,771 | 206 | 11 | 125,653 | |
| 39,330 | 2,750 | 210 | 10 | 126,824 | |
| 39,549 | 2,771 | 206 | 11 | 128,000 | |
| 39,768 | 2,750 | 210 | 10 | 129,181 | |
| 39,987 | 2,771 | 206 | 11 | 130,367 | |
| 40,206 | 2,750 | 210 | 10 | 131,558 | |
| 40,425 | 2,771 | 206 | 11 | 132,754 | |
| 40,644 | 2,750 | 210 | 10 | 133,955 | |
| 40,863 | 2,771 | 206 | 11 | 135,161 | |
| 41,082 | 2,750 | 210 | 10 | 136,372 | |
| 41,301 | 2,771 | 206 | 11 | 137,588 | |
| 41,520 | 2,750 | 210 | 10 | 138,809 | |
| 41,739 | 2,771 | 206 | 11 | 140,035 | |
| 41,958 | 2,750 | 210 | 10 | 141,266 | |
| 42,177 | 2,771 | 206 | 11 | 142,502 | |
| 42,396 | 2,750 | 210 | 10 | 143,743 | |
| 42,615 | 2,771 | 206 | 11 | 145,000 | |
| 42,834 | 2,750 | 210 | 10 | 146,262 | |
| 43,053 | 2,771 | 206 | 11 | 147,529 | |
| | | | | | |

| 受刑者年齡 | 受刑者數 | 合拘 | 刑罰 | | | | | | | | | | 無期 | 三個月以下 | |
|-------|------|----|----|-------|-------|------|------|------|------|------|-------|-------|----|-------|---|
| | | | 留 | 三個月以下 | 六個月以下 | 一年以下 | 二年以下 | 三年以下 | 五年以下 | 十年以下 | 十五年以下 | 十五年以上 | | | |
| 二十歲以上 | 計 | 計 | 計 | 計 | 計 | 計 | 計 | 計 | 計 | 計 | 計 | 計 | 計 | 計 | 計 |
| 二十歲未滿 | 計 | 計 | 計 | 計 | 計 | 計 | 計 | 計 | 計 | 計 | 計 | 計 | 計 | 計 | 計 |
| 十八歲未滿 | 計 | 計 | 計 | 計 | 計 | 計 | 計 | 計 | 計 | 計 | 計 | 計 | 計 | 計 | 計 |
| 初犯 | 計 | 計 | 計 | 計 | 計 | 計 | 計 | 計 | 計 | 計 | 計 | 計 | 計 | 計 | 計 |
| 再犯 | 計 | 計 | 計 | 計 | 計 | 計 | 計 | 計 | 計 | 計 | 計 | 計 | 計 | 計 | 計 |
| 合計 | 計 | 計 | 計 | 計 | 計 | 計 | 計 | 計 | 計 | 計 | 計 | 計 | 計 | 計 | 計 |

| 刑名 | 刑期 | 男 | 女 | 計 | 前月末日 | | 前月現在 | | 前月比較 | | 前年比較 | |
|-------|-------|-------|----|-------|-------|-------|-------|-------|------|---|------|---|
| | | | | | 在 | 不在 | 在 | 不在 | 增 | 減 | 增 | 減 |
| 無期 | 十五年以上 | 六六三 | 三 | 六六六 | 一,四九三 | 一,四九三 | 一,四九三 | 一,四九三 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 十五年未滿 | 十年以下 | 一,七二二 | 五〇 | 一,八四二 | 一,八四二 | 一,八四二 | 一,八四二 | 一,八四二 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 十年未滿 | 五年以下 | 九,六九七 | 三〇 | 九,九〇七 | 九,九〇七 | 九,九〇七 | 九,九〇七 | 九,九〇七 | 九 | 九 | 九 | 九 |
| 五年未滿 | 三年以下 | 八,〇三四 | 二五 | 八,二九二 | 八,二九二 | 八,二九二 | 八,二九二 | 八,二九二 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 |
| 三年未滿 | 二年以下 | 六,五四九 | 二五 | 六,八二二 | 六,八二二 | 六,八二二 | 六,八二二 | 六,八二二 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 |
| 二年未滿 | 一年以下 | 六,九九五 | 三〇 | 七,一五二 | 七,一五二 | 七,一五二 | 七,一五二 | 七,一五二 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 |
| 一年未滿 | 六個月以下 | 六,九九七 | 三〇 | 七,一五二 | 七,一五二 | 七,一五二 | 七,一五二 | 七,一五二 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 |
| 六個月未滿 | 三個月以下 | 二,八八二 | 一〇 | 三,〇〇二 | 三,〇〇二 | 三,〇〇二 | 三,〇〇二 | 三,〇〇二 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 |
| 合計 | | 六六三 | 三 | 六六六 | 六六六 | 六六六 | 六六六 | 六六六 | 六 | 六 | 六 | 六 |

○大正九年八月末日現在受刑者刑名表 (△、減)

| 刑名 | 刑期 | 男 | 女 | 計 | 前月末日 | 前月現在 | 前月比較 | 前年比較 |
|-------|-------|-------|----|-------|-------|-------|------|------|
| 無期 | 十五年以上 | 六六三 | 三 | 六六六 | 一,四九三 | 一,四九三 | 一 | 一 |
| 十五年未滿 | 十年以下 | 一,七二二 | 五〇 | 一,八四二 | 一,八四二 | 一,八四二 | 一 | 一 |
| 十年未滿 | 五年以下 | 九,六九七 | 三〇 | 九,九〇七 | 九,九〇七 | 九,九〇七 | 九 | 九 |
| 五年未滿 | 三年以下 | 八,〇三四 | 二五 | 八,二九二 | 八,二九二 | 八,二九二 | 〇 | 〇 |
| 三年未滿 | 二年以下 | 六,五四九 | 二五 | 六,八二二 | 六,八二二 | 六,八二二 | 〇 | 〇 |
| 二年未滿 | 一年以下 | 六,九九五 | 三〇 | 七,一五二 | 七,一五二 | 七,一五二 | 〇 | 〇 |
| 一年未滿 | 六個月以下 | 六,九九七 | 三〇 | 七,一五二 | 七,一五二 | 七,一五二 | 〇 | 〇 |
| 六個月未滿 | 三個月以下 | 二,八八二 | 一〇 | 三,〇〇二 | 三,〇〇二 | 三,〇〇二 | 〇 | 〇 |
| 合計 | | 六六三 | 三 | 六六六 | 六六六 | 六六六 | 六 | 六 |

○時事だより

▲練習

所は豫定の如く十月一日より開始せられた、本年は既に第十二回である、是で約一千の司獄官は訓練せられて、我が監獄界に送り返へされた譯になる、然れば監獄少くも十四五名は分配せられてゐねばならぬ、而して彼等が所謂一騎當千の役目を果たすならば、其力は偉大であるべく、今は餘程改良の實力が擧がり、面目も革められて居るべきである、但だ概観して明白に之を證明するものはないは遺憾だが、部分的には必ず皆な夫々著名の事實もあるに違ひない、併し司獄官の頭を開發して適格者を造ると云ふのは、監獄事業中の最大急務であつて、而かも又た最大難事であることは云ふ迄もない、世間では何れの方面も盛んに改造の叫ばれてゐる今日である、處で肝腎の頭の改造を閉却するから、其割合に一向に實が擧がらないのも無理でないではないか、監獄界では幸か不幸か静まり返つて改造の聲さへ聞へないのであるが、是は敢て改造の必要のない爲めではあるまい、斯かる場合に訓練を受けて頭の改造された人あらば、先づ是等の人々から叫ばれて然るべきでなからうか、若し今の時代に世間は世間、監獄

▲開發

頭の拓けぬ人には進歩はない、進歩のないのは生命のない證據で、生命ない處には成長發達のないのは自然の道理である、だから事務上の改善進歩など云ふことは、先づ頭の開發即ち改造の出來た後の話、其本が出來ずして改善進歩が出来るなど思ふならば、それは甚しき淺見と謂はねばならぬ、縱し何か出來たとしても所謂改惡退歩に外ならず、少くも杆の取換位の處であらう、但し開發と云ふことは唯だ法律の智識を與ふると云ふことは少し違ふ、開發と云ふからは固陋頑冥の心田を拓き、其處に自然に蒔かれたる理想の種子の發芽を意味することとは勿論である、果して其發芽を見るに至らば此處に成長發達のあるの言を俟たずして明かであらう、世に苟安主義として日々お茶を濁すことのみを能事とし、總ての事務に對しても其退引ならぬ時の來る迄は、手を袖にして放置し、面倒な問題などは成るべく後へへ」と送り、唯だ是れ無事安穩に能く時間を潰すことを、最も賢きやり方と心得る者があるが、是等は頭の開發されない人々の動もすれば陥り易い弊風である、是等弊風の打破の上よりも練習所は貢獻すべき多くのものを有すべき筈である、今所長谷田博士の開所式の訓諭を聽き一層其感を深くする。

▲訓諭

開所式時の訓諭の梗概を紹介すれば斯うである、今

日は總ての事が變つた、監獄の事亦た然らざるを得ない、如何に變つたか之を知り之を理解して、而後に非ざれば眞の行刑は能きぬ、故に新聞を讀みては社會を讀み、話を聽いては人を解する底の心掛を要する、之に就ても練習中の寄宿舎は社會共同生活の實地練習であり、殊に同窓生々活は規律同習のため、相互の交誼を厚うする道場である、這般の利益は實は講堂以上だと云ひ得るかも知れぬ、第一之に由て交際道を識り交際術を學ぶの利益は太したものである、一體交際の道は社會の通義であり、文明の要求である之れにも拘はらず監獄官は常に之に通達なるの觀がある、是は今日の司獄官としては寔に困つた點である、若し此點に缺けてゐるならば行刑上に大なる缺陷を生ずるは明かであつて、受刑者を良市民となして社會に返すことはできない、何となれば自ら禮儀作法を辨へずして、受刑者に之を教へること不可能なればであると説き、最後に學識の最も必要な所以を痛論して、深く誠めらるゝ所があつた、即ち司獄官には斷片的零碎的智識では役に立たず、況んや無學に於てをや、然るに從來は監獄官に學識を重んじざるの風もあつた、唯だ經驗のみが重ぜられ實地の手腕さへあればと云ふ風であつたが、それでは恰かも漢方醫の葛根湯にて今尙ほ萬病を癒さんとするもので其愚や及ぶべからずである、今後の行刑に學識に由らざらば全然失敗である、學識は法に於ける定石の如く、先づ之を十分に辨へ置かれれば何時迄も笨笨であると同様、學識を有せれば進歩せる行刑官として何時迄も職責を盡すことは能

▲短劍

論は警察側にて殆んど一定せしやに傳へられてゐる、本來の趣旨から考ふれば不徹底極つた論だけれども、今日の智者達に向つて直ぐに明治の初年廢刀令を斷行した、維新の爲政者に倣へとは些と無理かも知れぬゆゑに、先づ改善の策として短劍論の實行でも望まざるを得ない、警察にして如此相成つた曉には我が監獄側も依然長劍を其儘何時迄も引ずらして置く必要はあるまい、是は我が當局の賢明に信賴して、疾くに其處に成算のあるべきを疑はぬのであるが、それに就て尙ほ希はしき事は若し警察以上の改正が出來ぬとせば、短劍でも勤務上必要ある時は其場合に限り之を佩用せしめざるを得る位の餘地は存せられたさものである、其理由は勤務の性質上有害無益の事情の存する場合なきに非ざるが故である、而して其事情は聰明なる當局の最も能く熟知せらるゝ所と信するが故である。

▲献酬

廢止は生活改善の一項目に加へられて、各地に其運動は行はれつゝあるやうである、今日は對外政策からも、国力涵養問題からも、將又食糧問題からも、何れも大關係ある警習で

あれば、如何に多年の習慣とは云ひ乍ら、曾てチヨン雷を切落した勇氣を有する國民として、今又た之を廢止し得るならば其影響する所は實に大したものであらう、是等は實踐躬行を誇りとする我が司獄官等こそ率先すべきであるまいか、過日和田典獄の通信を得て之に對する好報を得、衷心の愉快禁じ難きものがあつた。

▲會議

典獄の召集は本年見ることを得るや否、噂によれば本年は豫算の關係上餘程困難の事情があり、經理上當局は之が善用策に隨る苦心あるらしく、就中下級吏員の給與上に多大の考慮を費される結果として、勢ひ典獄の召集なども控へればならぬやの形勢に、餘儀なくせらるゝ氣味であるやにも見へる、其用意の深く且つ尤もの事情あるには同情せざる能はず寧ろ大に謝すべしとせればならぬ、然かし其處には手腕の存するあり、一面には新大臣の初對面初訓示の必要もあるべく、他の司法官のみを召集して獨り監獄側を疏外する譯にも行かざるべく、殊に警察部長や何や苟くも一局部に長たる者は、皆な召集されて帝都に於ける新智識に觸れしむる時代的流行……流行と云へば繁あれど……となつてゐる場合、獨り時代後の特遇を受けしむるは同情深き當局の決して本意でないことは明かであり、旁々其困難の事情ある中にも手腕の妙によりて、何れも滿々吉の落ちにならんかと望むも、強ち無理ではなからう。(甲突生)

譚

叢

そこで化石など、云ふ問題が起るのである、化石は硬化、頑固、固陋の別名であると思はれる、傳統、習慣、先例に囚はれて其の範圍を脱することが出来ないことを指した言葉で深い意味がなからうと考へられる、例へば自分と自分の子供と比較して見て十七八歳の子供の文章と五十歳を出た初老者の文章の形式や思想の内容が如何に差別のあるかを知ることが出来る、而して初老者は自己の文章の優越なるを確信して居るが如き状態は老朽心理の發現に外ならぬ、そこに傳統や舊習に囚はれて居ることを見出すことが出来るのである併しながら精神の攝生に依つて硬化を豫防することは可能であるから養生が肝要である、化石豫防劑は東京堂や三省堂や丸善、圖書株式會社、敬文社などの店頭にある、吾輩もそろそろ化石しかけて來たので豫防劑を服用する必要があると思ふ。

▲近頃の流行の一として宣傳なるものがある、監獄と云ふ國家的事業の宣傳、保護と云ふ社會的事業の宣傳其の他種々の宣傳が必要であらうと思はれる「民をして知らしむる」と云ふことになれば最善の告知方法諒解自覺の手段をとらねばならぬ、民衆の勢力が漸次増大されつゝある現代に於ては民衆に自覺を起さすべく宣傳するの要を見るのである、若し民衆が理解がないために誤解を惹起したと云ふことでもあつたならば明に知らしめざるの結果と見ることが出来るのである、往年米騒動の刑事被告人や其の他の騷擾事件の被告人約三百人を拘禁した際に一人の縊死があつた、其の原因が拘禁期間のことに關係(實際は長きにあらざる)ありと認められたから起訴、豫審、豫審決定、公判論告、審理、最終陳述等を詳悉し其審判手續を終了せざれば裁判を下さない、即ち罪を斷ずるの一の保障であることを諒させ、相當の審判期間を要することを理解させて拘禁に伴ふ苦痛や焦慮を緩和させ、精神の安定を保たしめんとしたことがある、其の結果は良好であつたと信ずる、是れは國家的司法的宣傳の一つであると思ふ

○片々錄

城西隱士

△停年問題と化石問題とは相關を係がある、或る一定の年齢に達すれば眼が悪くなる、耳は遠くなる、動作は鈍くなることは日本人の通有であつて外國人のそれに比べて大なる差別のあることを否むことは出来ない、其の差別の生ずる原因は遺傳にも因るだらうが日常運動、攝生等も亦大なる影響を與へるものと思はれる、耳の遠くなりかけの判官の審理は當事者が困まるばかりでなく裁判其のものの價値を失はせる虞れがあるから原因の如何、外人との比較などはどうでも宜しいから速退却すべきは至當でなからうか、停年法は提出者や提出の遠い原因は何處にあるか知らないが老年者と壯年者と交代させてそうして時代の要求に順應する裁判をさせやうとする考案にして善良な目的に立脚して居るから論者は賛同するに相違なす。

寄書

○指紋法の研究

監獄局 藤井 藤藏
指紋部

居るが一般豫防は裁判言渡に依つて社會を警戒し
犯罪心、再犯心を絶たしめんとするものである、
裁判を公開して何人も自由に傍聽することを許容
するけれども裁判を知るものは少數であつて之れ
を以て一般が判りたるものと認むることは出來な
い、若しも刑の精神が裁判に依つて一般に分らし
むるにあるならば最良最善の方法に依つて社會一
般に告知する方法を取らねばならぬ、現代の刑の
言渡はさうなつて居ない、之れも宣傳が必要では
なからうか、一考を要する問題であらうと思ふ、
此の外民衆が諒解して居ない事柄が澤山あるから
國勢院の模倣と云はれるかも知れぬが宣傳の必要
あるものと思はれる。

▲財團法人輔成會に向つて宣傳部を設置すべく建
策したことを耳にした、此の建策は必ず採用され
て具體的成案の發表されるのが近きにあるのだら
うと思はれる。

▲宣傳部員は司法省、大審院、控訴院、検事局、
監獄、縣廳、府廳、保護團體より簡選し全國を七

しめた。一面亦警察側に於ても各所に同様なる講
習會を開かれた様である。

又監獄の方面に在ては、實施當時講習會を開か
れた以外に、監獄官練習所に於ても、兩三回練習
せしめられたのであつたが、爾來絶へて其事がな
いから、監獄職員の新陳代謝に依て、現在直接指
紋事務に従事せらるる者の殆んど全部は、直接指
紋法の講習を受けられしにあらずして、前任者の
口授も、大場博士の「個人識別法」又は根本氏の
「指紋法解説」等を羅針として取扱つて居るのであ
ると思ふ。縦し又直接講習を受けたからとて僅か
の日數間に於て斯業の蘊奥を極め得べき譯合のも
のでない、云はゞ、只指紋法の概念を造り得るに
過ぎないのであると思ふ。

至幸にも前記兩著書は、其説く所懇切なるを以
て、初學者も一讀諒解の感あり、首肯に當る點な
きにあらざるも、時に機微に觸れざる點あるを以
て、扱て愈々實に當つて、即ち前記兩著書を土
臺として、分類し價を定めやうとすれば、疑紋簇

つに分けて地域を定め講師を臨時囑托と常置囑托
としたならば不完全ながら其の目的を達成する
ことが出來やうかと思ふ。(完)

一、分類の研究

我國に於て實行しつゝある指紋法は、明治四十
一年中司法省犯罪者異同識別取調會に於て「ハン
ブルグ式」を採用し、夫れに當時市谷監獄に在監
せる囚人千五十七人の指紋を統計し、本邦人に適
合すべく多少の按排を爲し、指紋の種類及び分類
方法等を決定したのである。而して其當時は隨所
に指紋法の講習會を開き、先づ監獄職員に練習せ

出し岐路に迷ふ場合が尠くないのである。

指紋は云ふ迄もなく、萬人萬指悉く異なることが
原則であるとしたならば、著書に示されてある如
き指紋のみ出ないのであつて、其れ以外幾多異様
の指紋の顯はるとは勿論である著書に示されて
ある以外の指紋の顯はれた場合は、止むを得ない
から、著書にある分類上の原則に準據し類推して
價を定めなければならぬのである。此類推評價と
いふことは、甚だ心許ないのであつて、詰り分類
者の見解に依り其價が二三に出づることとなるの
である。

指紋法は正確なる分類に依て其價値を發揮する
のであつて、分類の正否は指紋法の效果に大なる
關係を有して居るのである。故に指紋法の研究と
しては、分類法を研究することが最先であつて、
何人が分類するも價に動搖を招かないやうにしな
ければならぬと思ふ。而して其研究を爲すに就て
も前述の個人識別法や指紋法解説を根據としなけ
ればならぬのである、其れは、現に實行しつゝあ

る我國の指紋法は、前二著書を規準として取扱はれてあるからである。

殊に況んや現行指紋法は實施後十有餘年に及び現在保管指紋原紙四十萬に達して居るのであるから、假令從來の分類法に於て多少缺點があつたからとて、今之を修正することは至難である、以下記述する所も、要するに、個人識別法や指紋法解説を根據とし、有利に之を運用すべく私見を試みたのであつて、同時に疑紋に對する當指紋部の取扱を明かにし、進んで各所の取扱も一定したいといふのが本來の目的である。(未完)

○監獄衛生雜感

金澤 石崎 貧樂

■外國米と日本米との營養價

外國米が消化器を通ることが早い従て吸收が悪
い夫に付澤村農學博士は犬に付て試験せられたが

外國米(西貢、暹羅等の一等米、日本米は水戸産)は食してから三日目に糞となつて排出された日本米は四日目に初めて糞となつて現れた而して外國米の糞便には糞の色が濃く膽汁が多量に排泄され消化の困難なことを證明した夫て外國米は腹の減り方が早いのである消化率を見ると日本米の九六、八〇一%なるに對して外國米は九五、六四%即ち日本米よりも一、一六一%だけ少ない、故に外國米を以て内地米と同じ營養價と認めるのは穩當でない外國米は内地米に劣るのである又又白米には「ビタミン」が缺乏して居る夫が外國米は日本米よりも亦た少ないのである。

■京城西大門監獄の食物

同監獄は朝鮮人のみを收容するものなり而して大正三年より大正六年に至る囚徒人員一〇三六人の男に就ては平均體量五四・六町なり従て同囚徒の一日に要する平均體量を定むるときは次の如し

不就業者 一六三八カロリー
輕度の勞働者 二〇二〇カロリー

中等度の働作者 二三四八カロリー

強度の働作者 二七三〇カロリー

而して副食物より得る體量は極めて僅少にして主食物より得る體量の約十分の一以内に當れり即ち主食物は米、大豆、粟の三種にして時價の高低により一定の割合に之を混合して適當に炊き其勞働の程度に應じて其一定量を各人に配與せり大正六年一月より八月迄八箇月間米三、大豆七の割合又九月十月の貳箇月間は米二、大豆四、粟四又十一月は米一、大豆六、粟三の割合十二月は米一、大豆七、粟二の割合なりき而して各人に對する量は勞働の程度に應じて之を一等より七等に分類せり其量次の如し

- 一等 一日七合八勺 一回 二合六勺
- 二等 一日七合二勺 一回 二合四勺
- 三等 一日六合六勺 一回 二合二勺
- 四等 一日六合 一回 二合
- 五等 一日五合四勺 一回 一合八勺
- 六等 一日四合八勺 一回 一合六勺

七等 一日四合二勺 一回 一合四勺

不就業者には七等食を與へ輕度勞働者には五等乃至六等、中等勞働者には三等乃至四等強度勞働者には一等乃至二等を與ふ又又米は朝鮮産の下等半搗米なり

副食物の「カロリー」は少量にして一日最大二八七カロリー最少一七〇「カロリー」なりとす之に主食物「カロリー」を加ふるときは七等食に於て二〇五乃至二四四八、六等食に於て二六〇八乃至二七五八、五等食に於て二九四九乃至三〇六六、四等食に於て三二〇二乃至三三七六、三等食に於て三五〇一乃至三六八八、二等食に於て三八〇〇乃至四〇〇九、一等食に於て四〇九五乃至四二五二なりとす

故に蛋白質は主として植物性のものとして主に主食物より攝取し副食物より得る所の量は極めて僅少なり而して主食物中蛋白質の最多量は一日二六二、八瓦最少量は一日一〇八、〇瓦なり、今假に損失量二〇%を減ずるも最多量二一〇、二瓦最少

量八六四瓦となる即ち囚徒の蛋白質供給量は不足なりと云ふべからず

■某監獄の男監、女監浴場及び男分浴場に於て使用の井水、入浴前後の浴場に就て詳細なる細菌學的検査を報告せるものあり曰く百六十リッテル内容の男分浴場一立方仙迷中未入浴の時は平均百五十一萬二千四百七十九個の菌芽であるが二十人入浴後には約二十億八千六百萬個に増加する又女混浴の未入浴の時は其一立方仙迷中六萬八千四百七十五個で六十人入浴後には六十九萬三千〇二十八個の菌芽に達したと云ふ尙形態的検査の結果種々の非病原菌の外病原菌として化膿連鎖球菌、化膿球菌、淋菌、肺炎球菌、結核菌、破傷風菌、普通大腸菌、綠膿菌、鷺口瘡菌、匍行疹菌、及び白癬菌等が発見せられ中にも化膿菌、淋菌、肺炎菌、結核菌の如きは最も多く認められたとの事である。

浴場の危険に就て色々研究された點があるが浴槽浴よりは撤水浴が比較的安全で且つ經濟的である近來歐米に大分行はれると云ふことであるが日

本人は昔から混浴に馴れて居るから平氣で不潔な浴槽に入るが中には浴槽内で顔迄洗ふ人がある故に浴場で傳染する病氣が随分ある膿漏眼(淋菌より来る)は最も多い其他前記の菌により感染する虞がある陰蝨の如き著しきものである之は菌でない西洋の浴場は日本の比較にならぬがエーデル氏の研究によると入浴前一立方糶の水に六百三十五の菌芽が居たが一人の入浴後には三千五百に増加し一人の身體より浴場に殘す菌芽数は平均三十八億六千萬個に達すると云ふ又浴場の媒介によつて傳染病の流行を來した例としてスタッツチュ氏の報告がある、氏は一八八〇年バーゼンに於て市經營の浴場(Schnee)に入浴した六歳乃至十四歳の小學女生徒二百三十六名が急性陰門腔炎に罹つたことを例證し且つ其分泌中には明かに淋菌を證明し得て曰く是れ恐らく入浴前既に本病に罹つてゐる少女ありて或は陰部の觸接により或は使用した浴槽の不清潔や手拭の共同使用に原因するにあらうと、然るに我國の公衆浴場に於ては浴槽の不潔や

手拭の共同使用どころでなく數限りなき病者健者が同一浴場を共同使用するのだから、その危険は又一層である

■犯罪の原因(續)

一國の經濟的狀態の變化が其國民の犯罪に對して必須の社會的原因となることは統計上明白なる所にして國民の經濟生活と犯罪生活とを比較すれば其間に密接の關係あるを認むべし例之ば農夫勞働者等の各年百基瓦の穀物を購求するに要すべき勞働時間の數と犯罪の數とを對照せんか必ずや兩者の増減に相一致するを發見せん國民の經濟的要約の改善せらるゝ時は一般に犯罪は減少し之に反して經濟生活の困難となる時は所刑者の平均數増進す又た職業も犯罪との間に一定の關係を有す蓋し各種の職業は各自特殊の道德的零圍氣を有するが故に職業の異なるに従ひ犯罪の性質も亦た異なる所少からざるなり

學校教育の普及、國民智識の進歩は必ずしも犯罪を減ずるものに非ず一の學校を開設せよ然らば

一の監獄を閉鎖するに至らん *Offnet eine Schule und ihr wendet ein Gefängnis schliessen* と云へる語は畢竟教育の社會的價值を買ひ取りたる空想に過ぎざるなり文明の進み智識の増すに従て犯罪の數を増し且つ其巧徴となることは周知の事實に非ずや然りと雖教育が犯罪の性狀を變化し且つ之を緩和たらしむることは掩ふべからず教育を受けたる者の犯罪が無教育者の犯罪と自から異りて其型式を異にすることは恰も貧民と富人との犯罪の異なる所あるに同じ

犯罪の内因即ち個人的原因とは個人の身體及び精神的要素を指す夫れ吾人の行動は身心と密接の關係を有し殊に理性感情に支配せらるゝこと甚だ大なり、然ども身體と精神との兩者は全く其歩武を一にするものなれば犯罪の個人的原因を研究するには必ずや身體及び精神の兩面より觀察せざるべからず而して之を究むるには人類學、實驗的心理學、病理學及び精神病學に據るべく此等の學科は犯罪人の個性を研究するに當りて其柱石となる

ものなり

身體的方面より犯人を研究するには全身の健康状態身體の發育状態、就中頭蓋顔面及び身體全部に於ける特殊の徴候に就て精細に觀察するを要す面して犯人の身體に於て屢々認むる所の異常所謂變質徴候 (Fogel's Krankungszeichen) とは病理的遺傳身體發育の障害、或は局所臟器の營養障害等に關する形質の變化を總稱するものなり

犯人の心理的研究は主として實驗心理學上より智覺運動の機能、智力、感情就中道德的感覺等を檢査し又た一方に於ては身心の遺傳、家系等を究むるにあり

上記の方法によりて犯人の身體及び精神に特殊の異常變化を發見し之が其犯罪行為の要約たることを認めたる時は茲に於てか始めて犯人の個性 Individualität des Verbrechens を確定するを得べし

■誤れる食養

古來健康長壽者の多數は少食である英國倫敦の獨逸病院「ヘルマン、ウエーベル」は富裕なる高齡

雜 纂

○予は看守諸君と語る (四)

典獄 有馬 四郎助

我が親愛なる看守諸君

願くば左の子が感想に一瞥を與へよ。

責任觀念は人として缺くべからざる、極めて高尚にして且つ深遠なる意義を有するものとして解せらるゝに至つた、要するに眞の責任を人として感じ得るに至らば、其人は殆んど全人たるを得ると迄解せらるゝに至つた、目下世界各國にて社會救濟の標語の如く叫ばれてゐるソクラーチーの如き銘々各自の責任、即ち社會に對し世界に對し、又は自己に對し良心に對し、其負ふべき責任を重んじ、之を堅く實行するなれば、并ぶ今日の社會

者は大多數に於て少食者で殆ど全く野菜含水炭素に少計の牛乳乾酪バター時には鶏卵を加はへて食するに過ぎず而て獸肉、鳥魚の肉を攝るものゝ如きは全く破格であつたと記述して居る古人中の長壽者に就て調査するも「ソクラテース」は一日二食「ライブニツ、カント」は一日一食、「ゲーテ」「フンボルト」は一日二食であつた彼の有名な「フホイト」の標準も文明人の多食の慣習に因はれて算出せし食量の標準であつて過食に失ふことは疑なき所である米國の學者「フレチャ」氏が自體の實驗により「フホイト」標準食の三分の一量によつて健康生活を維持し得ることを明かにした(續)



の混亂を静め塗炭の苦から救ふことが能きると云ふ意味から之を高調するのでないか。

二

今日の社會奉仕と云ふ流行語も、皆な責任を覺れ而して之を盡せと云ふ意味に外ならぬ、我々の古く用ひ來つてゐる義勇奉公も亦た之と同一義である、ソコデ我々の行刑の主義とする所も、時に色々の説き方もあるが、何れの方面からするも結局矢張り、此責任論は其基調とならねばならぬとは云ふ迄もない、之を説き明かす言葉に只だ新舊の差を附するに過ぎないが、兎も角我々は我々の責任觀念をより深くより高く復たより廣くして、唯だ之が實行に汲々たらんとに努めねばならぬ。

三

責任を重んずればこそ我が身を慎み人の爲めをも思遣るでないか、之さへ實行せらるれば疾うの昔、典獄などは不用に歸すべきであつた、斯様に考究して參れば社會の諸問題は、殆んど全く之で以て解決せぬと云ふことはない、けれ并开は暫

く措いて差詰めの問題は我々は矢張り司獄官自身の責任問題に歸らねばならぬ、司獄官の一舉一投足悉く責任あると同時に、之が彼等受刑者に一として感化を與へないものはない、一看守の一舉手一投足、殆んど之れ數ふるに足らぬ零碎の一些事であつて、行刑の局面に何等の影響はないやうだが、然かし之れ程最も有力なる行刑作用はないのである、大なる人の大なる働きは目立つやうてはあるが、之は其割合に決して効果のあるものではない、けれ共矢張り無名の人の無名の動作は、最も行刑の成敗に關係する正確なる眞事實である。

四

責任を知り之を重んずるは、日本人の特徴であつて、武士道の眞髓が即ちそれであつた、然るに今日の有様は民免れて耻なしと云ふ流義が一般に通用して、得々として彼我共に之を怪まぬ風あるは、苦々敷限りである、要するに良心に對する責任觀念が、第一に何れの方面にも乏しきやに見ゆるは、何人も否むことの能きない事實ではないか

敬禮に依つて己を認めて貰はんか、此點のみに苦心して之が爲めには、殆んど全力を餘さぬと云ふ風の如きそれである。

六

彼は推して知るべしだが、今此一例に依り責任の何物たるを考ふれば、尊上は下官たる者の義務にはある、けれども主義も精神もなき、唯だ封固的の卑屈心より無責任なる態度に出づるは、志操堅固であるべき司獄官に最も不似合のことと云はねばならぬ、要は本務に全力を注ぎ、之に間隙なからしむる限りに於て、敬禮は缺くべからざるもの、即ち其處に責任が盡され本末が保てることになる、若し夫れ責任を重ねば上官の巡視も監督も要らぬ譯であつて、寧ろ斯かる者があつては非常な侮辱を蒙るのである、此點に眼醒めて何事も良心の監督のみを受け、而して其趣旨に於て彼等受刑者をも、監視者なしに獨り良心と共にありて、其責任を盡させるやうにするが、最も常に心掛くべき大切な要點ではあるまいか。

先づ一口に云へば良心に對してはどうてもよいが人の前に對して金儲の前に對して又は飢喝の前に對しては、餘義なくも之を盡さねば困ると云ふ位の觀念外ないと云ふが關の山でなからうか、故に形式や誤魔化が多くならざるを得ないのも道理であつて、實に良心に對し責任を感じぬ程弊害多く又た危険多きはない。

五

茲に卑近の例を擧ぐれば、上官が巡視に廻はる時に戒護中の下官が慇懃に上官に面して擧手の禮を行ふ、一見如何にも殊勝であるが、戒護と云へる大切の本務あるに拘はらず、彼等を後ろに廻轉して禮式を行ふは、無責任の非難を如何せんやである、之れては戒護の爲めの勤務が判からぬ、尙ほ有體にいへば彼等は戒護と云ふ油斷ならぬ大切の本務あり乍ら其れに頓着なく、唯だ監督に廻はる上官を如何にして發見すべきか、如何にして之に敬禮を行ふべきか、言ひ換れば如何にして其禮の咎めより免かるべきか、そして如何にして其

○東北監獄巡遊記(一)

秋田 渡邊 圓流

□はしがき

吾々には二旬の休暇を賜はるを以て常例と爲すこの間利用の如何によつては決して短しとせず、故に予は毎年多く旅行に費すを以て趣味の隨とす。本夏期又其舊例を踏み青森、盛岡、宮城の諸縣下へ自然の勝を探ぐり、舊跡を尋ね、涼を逐ひ併せてこの三監獄を訪問して諸先輩の風貌に接し高教を求めた。蓋し近年になく有興味の旅行であつた、今少しく巡遊の跡を綴り所感の一短を披陳して見ようと思ふ、元より眞面目良しい行刑上の所論に觸るゝことを欲しないのである、唯監獄視察と地方探勝とを兼ねて東北に遊ばるゝ同僚諸君の參考にもならば望外の幸である。

□巡 關

大木司法大臣一行の巡閱と予の旅、其處には何等の連鎖が無いのであるが、序ながらこの機會

に一寸愚見を陳べんか。一昨年の夏、松室前司法大臣の一行が秋田監獄を巡閲されたことがあつた。吾々職員は殆んど休暇を棒に振つて歓迎準備の爲に費した、然し巡閲時間僅々一時間、實にあつたなくも自動車は稻妻の如く來つて雷の如く走り去つた、今度は大層熱心に視察されたので意外とするところ、寧ろ受け張があつたと吾輩の職員は光榮としてゐられた。

東北の夏、それは都人士が涼味掬すべきものとして誰しも想像さるゝに違ない。巡閲とか、巡視とか、果た又検査とかといふ名の付くものは殆んど各省共に夏期を狙つて居るのが常例になつて居るやうだ。口悪しき田舎童は「避暑檢閲」と云つてゐる。神聖なるべき國家の巡視とか巡視にこんな蔭口を出さしめたくないものである、處が事實は吾々の小なる利害問題に大部影響してゐることだから止むを得ないところもある。

吾々の立場からいふところだ、夏期に僅少の休暇を如何に利用せんかと一年の計を回らしてゐる

と云ひ、野趣深くして卑しからず、秩序整然京の時代祭にも似たり。予が青森監獄の青森出張所を訪ねし頃は、知事の巡覽を請ふとて、このネプタ全部縣廳前に集合せる時なりしとて計らずも東北の一名物に遭遇するの幸福を得たり。

□監獄ホテル

青森市外に監獄道路を求むれば、豊かに稔る中を眞直ぐに一條の坦々たる道が、秀嶺の麓を指して通じてゐる。これなん嘗つて雪中行軍に登山して憐れや凍死の悲運に際會せし、幾多の忠勇なる軍人が涙を吞んで静かに眠つてゐる八甲田山であつた。青森監獄は實にこの由緒ある山を屏風の如く背景として市外一里有半の清境に立つてゐる。市内に通ふの不便ありと雖もこの自然に抱擁せられてゐるところは一幅の繪畫である、刺を通じて其日直ちに監獄構内外を一巡して直ちに旅舎、ホテル、に入り旅装を解いた。

青森監獄に行つたものは市中へ戻つて來て宿を求むるには相當の困難である、それは二里弱の道

處へ、巡閲とか巡視とか檢閲とかといふ日程が通知されて來ると、先づそれが濟むまでは禁足となる譯だ。之は職員休養の上にも至大の關係があることなるから、夏休み中の巡檢は大に考慮すべきものではあるまいかと思考す。若し東北の天地が風雪に凍へてゐるの時親しく來つて巡閲されらんには、事務上の事項以上蓋し得るところ尠からざるものあるを信ず。是れ毎年夏期に新らしく繰り返さるを得ぬものである、敢てこの機會に所懐を披陳したのである。

□ネプタ

大木法相の一行を送つた翌日直ちに旅装を整へて毎日九十幾度といふ近年にないレコードを示してゐる秋田を曉に出發して先づ青森へと乗り出した。正午同市驛頭に着した、市中非常に騷然たり就て見、且つ聞けば、年中行事の唯一たる七夕祭にて俗謡とネプタといふ。大きな紙張子の人形を夜臺に押し立て、練るのである、町内の老幼男女鐘太鼓の拍子面白く之に従ふ、歌謠と云ひ、囃

をテクつかねばならぬ、この不便を察知せられてか、柏木現典獄が赴任せられて監獄ホテルを經營せられたのであつた。

監獄ホテル、それは俱樂部の座敷に手入し、留守居夫婦を宿直せしめて客があつても不便を感じない程度にまで設備されたのであつた、予は八疊の清掃せる座敷二つを占領して、氣樂に飲み、甘く食ひ、安く眠つた。柏木典獄御夫婦の御深切と宿直者の手厚い待遇で普通の旅館に泊るより餘程のんびりした氣持でこのホテルの客となつたことは愉快であつた、そしてお拂はと云へば、實費の請求これ以て忝けない譯である。

監獄ホテルの設備それは別に珍らしい試みて無い、秋田にあつては岡部典獄も非常に注意を拂はれて可なり設備されてゐる。現に出張の典獄始め多くの同僚が宿つて行かるとは珍らしくないが、予の意見として可成各監獄相互にこの設備を要求したいのだ。何となれば監獄は大抵不便の地に立てられてゐるといふ理由もあるが又、經濟上、

公用の便宜上、又僚友の交誼を温むる機會ともなり頗る利益あるものと信じ取て之を各監獄に推奨したい譯である。

○ 謠 曲

關東や關西の小春日和といふ十月の末頃からは東北の天地は雲を起し、雨を呼び、霰を散らし、遂に雪を催ふすの期節に入り半歳は塾居生活に入るのてである。この自然配下に入るものゝ多くは更進の氣を喪ひ鬱積の境に飽き、慰安を求めんとするは蓋し止を得ぬ。こゝに司獄の僚友互に樂むの上下團樂の慰安の唯一は謠曲である、謠と云へば愈々の閑人のやうに思ふが、誰れても一日一時間や二時間と家庭にあつて空費する時間を有つてあらう、吾人は其を利用するものが謠であるといふのだ。そして趣味と衛生の二つを完うしてゐるから尙更面白い、柏木典獄は赴任以來、雪軒を壓するの長い冬期の慰安に部下と謠曲を始められて大分上手のお弟子も養成されたといふので、その晩予の爲に歓迎謠會を催ふして下さつた、船辨慶一

るゝのである、比較的安價を以て其時々々の野菜物が職員の手給せらるゝので勝手方は非常に喜んで居らるゝといふことである。俸給生活者の俸給のみを増すと云ふことが必ずしも生活の救濟ではない、適當の救濟策を講じて物價の調節を計つてやるといふことは俸給生活者の安定を與へる可なり大なる問題となつたことを知らなければならぬ、各監獄の上司は競うて斯かる實際問題に更らに考慮して頂きたいものだといふ感を起さした。(未完)

○ 藥 籠 (二〇)

大阪 荻屋 老 龜

△ 文 身

或國では文身は殆ど普通の業とされてゐる、サモアでは女が結婚した時に、幾個かの文身をさせる、又赤ン坊が生れると、母親がその子に文身をしてやる、タイチでは罪人の額に文身するを以て

番を拜聽して、三井寺を謠はせられた。澁茶を啜りて一夕の涼味を謠に求むる何たる高尚なる趣味の會合であらう、予は酒肴を積むを以て決して喜びとは感ぜぬがこの趣味の然かも精神的歡迎に頗る愉快を感じた。現今の流弊として人を迎ふるに唯藝者を揃へ、酒肴に幹旋せしむる、そして一夕數十金を費消して之を紳士の遊樂と名く、其淺薄や苦笑に値す。今少し時代に覺むることを先づ我々司法、司獄の方面より範を示すに至らしめたいものである。

□ 野 菜

日常の蔬菜の上には魚肉より必要にして魚肉に劣らぬ値段に苦しめられてゐるのが目下の野菜である。青森監獄は耕耘地を多く控へてゐるので實にその收穫を見ると北米邊りの大農を連想せしむる。構外の草葺納屋に桶を作つて貯藏して置く今穫れ立てのジャガ芋などを見ると餘りの豊富なるに一驚せざるを得ぬ。この收穫の餘澤は直ちに在監者の食料に及び又監獄職員の救濟に供給せら

嚴罰とされて居る、日本でも舊幕時代には腕に數本の線を文身して、罪人の記號とした事もある。

△ 衣食住の比例

衣食住の上から百分比例を以て見るに、英國は衣食費に月二十六圓、食料費に五十八圓、住宅費に十六圓を費して百圓を支出して居る、米國は衣服に二十九圓、食料に五十四圓、住宅に十七圓、佛國は衣服三十七圓、食料に五十四圓、住宅に二十圓、而して日本人は衣服に五十五圓、食料に二十五圓、住宅に二十圓といふ比例である、滋養食さへ節約して、營養を害しても美衣を競ひ、住宅の外見を張ることは悲しいことである。

△ 淨瑠璃の價

人の價値を、その收入によつて比較するのは無理だが、近頃の馬鹿景氣に藝人達の收入は、素晴らしいものである、淨瑠璃の呂昇は一席百五十圓から百八十圓、綾之助は百圓位では餘り嬉しい顔を見せないといふ。

△ 安全日の標語

鐵道院に於て曩きに懸賞募集しける安全日の標語中、第一等當選のものは

注意は無事の基
正確は安全の基
忠實は幸福の基

△社會中心の十戒

米國ドクトル、ヘンリー、ジャックソンが社會中心の十戒といふものを定めて發表して居る、頗る見るべきものがある。

- 第一、思想の自由並にその發表に於ける自由を保證せんことを要す
- 第二、統一を目的として劃一を目的とせず、類似を高調して差異を高調せざらんことを要す
- 第三、組織せられたるデモクラシーたることを要し、過失を爲しつゝ修習するの權を有するものたるを要す
- 第四、品性と叡智とに先行の權を賦して、金の支配より自由ならんことを要す
- 第五、目的並に實行に於て、共に不偏不黨たる

べく、且つ排他的ならざることを要す

第六、何事も山阪を馳せ下るにあらざれば、自ら走ることなかるべきを記憶せよ

第七、何處に行かんに、今居る門より出立するを必要とすることを記憶せよ

第八、爲さるべき事物がそれを爲す方法よりは一層必要なることを記憶せよ

第九、井中の水は唧筒を塗替へたればとて、清潔たらしめ能はざることを記憶せよ

第十、進歩は新らしき觀念に對し、心の接待性ある時にのみ成るべきことを記憶せよ

△ラマルチーヌ

ラマルチーヌといふ佛蘭西の才人は、貧乏し切つたゝめに、愛讀者仲間て扶助の相談があつた、中でも重立つた一人の富商が、ある日市場に行き巴里の初蛙の如何にも見事なものを見つけたが、値段が大枚二十法で一吋首をひねつて居た、其處へ黒天鵝絨の服の瀟洒とした紳士が、金頭のステッキを振つてやつて來た、立止まつて蛙を見るな

り「オイ魚屋、その蛙を俺の宅まで届けて置け」値段なんか、テンデ聞きもしない、件の富商フト見ると、それはラマルチーヌ先生であつたといふ其富商が弗然として先生の扶助を思ひ止つたか、苦笑して立去つたか、或は微笑して氣前よく其蛙の代まで拂つたか、それは分らぬが、兎に角醜態せぬ氣象が嬉しい。

△鯛の贊

サア、子供衆、買はんか、浮世の鯛の安賣ぢや、飲みたいから喰ひたい着たいを始めとして、少しく大きい鯛は乃公がエライになりたい、少しつとめて大きく報酬がもらひたい、徳がなくとも敬はれたい、實がなくともほめられたい、などもあるが、少しくしやれたいから悟りたい、佛になりたいもある、御好みならば悟り顔がしたいなど、乙な鯛もある、サア、買はんか、と、名を賣りたいと思へば買手がない、どうも浮世は鯛もない事ぢや。(禪道俗話)

△多忙

忙しいといふのもこちら次第で、鴨川の水は晝夜一秒時の休みもなく、始終流れ落ちて止まないのでありましたが、しかし前水後水まことに順序能く流れて行つて居りますから一寸も忙しさうに見えぬ、あの獨樂を御覽なさい、キリッツツと目にも止まらぬ非常な早さで廻つて居りますが、しかも丸で少しも廻らないで、ジッツと立つて居るかのやうに見えるのであります。(同上)



彙報

○受刑者逃走

宮崎監獄在監受刑者窃盜懲役六年宇治野末太郎(三四)は八月十九日午前三時より同三時半迄の間に於て居房裏側張出便所の格子を切斷して脱出逃走せり。逃走の事實を發見せらるる同房囚某が上圍の際にして彼は平素極めて温順寡言同房囚とも言語を交すこと稀なりし程なれば斯る犯行を敢てせんとは何人も思はざりし處なりし由、逃走の動機及其法に就ては犯人は未だ縛に就かざれば確知し難きも諸種の事情を綜合して考ふるに彼は以前屢々石造の鹿兒島監獄に在監せし事あり今同宮崎監獄に入監するや木造にして逃走に便なりと思惟して平素温順を装ひ曾て工場に於て下駄に加工して小形薄刃鋸を隠匿し居房内に持込み置き弱かに逃走の動機を窺ひ居たりしが恰も同地方は十六日以来連日連夜暴風雨にて騒音激しき折を利用し前記便所格子を抜截り十九日夜に至り遂に全く截斷を終り同所より脱出し切斷せる格子の木片は元の如く装置して發覺を防ぎ置き斯くて土弊より浴場屋根に登り更に炊場屋根に移り高十三尺の外圍土壁に達し遂に監外に飛降りて逃走の目的を達せるものなり。同房囚が上圍の際犯人の姿見えざるより夜警看守に面出たるより大騒と爲り職員の非常召集を行ひ一方睡下各警察等へも急報して極力捜査に努めたる不幸未だ逮捕するに至らず。

○十勝監獄竊盜被告

公判呼出に依り釧路區裁判所に出廷し懲役七年の音渡を受け退延飯監せんとせし利那看守の際を窺ひ捕縛の結び目を前方に廻して之を解き外し施錠の儘構外に逃走せしにより看守直に追跡せしが幸ひ前方に通行人あるを認め助力を乞ひ通行人と協力難なく逮捕するを得たり。

○神戸監獄過失監禁被告

同階上雜居房に拘禁され居たりしが九月五日午前八時過受持看守が同監房の便器を取出ししむる爲開房したる際房扉の内側中央部に異状あるを認め精査したるに扉扉横棧の中央上部を刃物にて切毀ち破損せしめたる個所に飯粒を練りて填充しあるを發見し在房者に就き嚴重取調べたるに右は同人の所爲にして逃走の目的を以て九月三日夜同房者就眠後居房備付の磁器質食器を破壊し其破片を用ひ巡警看守の遠がる毎に之を切り毀ちたるものなる由。

○受刑者傷害

小菅監獄在監受刑者窃盜及放火未遂懲役十五年大竹福次(三二)は曾て同囚佐藤佐五郎と親密なりしも近時佐五郎が他囚と親密にし福次を疎外する傾向あるに憤慨し九月四日午食後就業の際作業用刃渡二寸三分の小刀を握つて背後より佐五郎に斬付け治癒日數十日を要する創傷を負はしめたり。

○受刑者縮死

名古屋監獄同嶺分監在監囚許敬懲役七ヶ月鈴木茂五郎(二八)は本年五月中肺結核症に罹り隔離病室に獨居收診治療中なりしが八月二十六日症状險惡に陥り三十一日午後六時過病苦前途悲觀の餘貨與の三尺帯を監房格子に結付け之を頸部に巻付垂下縊首せるを間もなく発見し緊急手當を施せしも蘇生せざりき。

○逃走囚逮捕

大正六年一月十八日福岡監獄久留米分監を他囚一名と共に謀謀逃走して爾來行衛不明なりし窃盜懲役十年田嶋芳右衛門(四一)は本年七月山口縣厚狹郡宇部村西瀬川海岸通に居住し炭坑々夫稼に従事同月廿七日窃盜準現行犯として宇部警察分署巡査に逮捕せられ同警察に於て取調中久留米分監を逃走の事實を自白せる由。

○被告人逃走未遂

浦和監獄拘禁被告及強盜被告武井哲五郎(三三)は八月廿五日浦和地方法裁判所公判開廷に付戒護看守は公判廷に本人を伴ひ手錠を脱して判檢事の出廷を待つ間本人は背後に戒護者あるにも拘らず突然駈出し延外敷間にして戒護者直に取押へたり。

○鹿兒島監獄拘禁被告

鹿兒島地方法裁判所に出廷し事實の訊問終りて判事の退廷せんとするに方り戒護看守が拳手の禮を爲したる利那彼は突然同法廷内窓下に常置しある新聞記者席用机を踏臺として飛鳥の如く窓外に飛降りて逃走せり戒護看守は直に之を追跡し表門より大通に出でたる際個々監督巡視として同監より來れる看守部長あり協力して直に逮捕するを得たり。

會報

○第拾貳回監獄官練習所開所式

十月一日午前十時本會講堂に於て第十二回監獄官練習所開所式を舉行す參列者は谷田練習所長始め松井、辻、兩監獄事務官東京所在小菅外三監獄典獄並に本會北島主事及び練習生總員にして谷田所長は式辭に兼ね諄々訓示する所あり。

次に野口寄宿舎幹事は舍生心得方を北島主事は入所中に於ける生徒の心得事項に就き夫々注意する所あり斯くて正午式を終る。

△講師及受持科目

練習科目並に受持講師及練習生氏名は左の如し
 監獄學 司法省監獄局長 谷田 三郎
 刑罰原論 同 法學博士 谷田 三郎

監獄 總論 上法
 同 刑法 各論 上法
 同 刑訴法 第一編乃至第三編第二三章以下
 刑訴法 第二編 第二三章以下
 監獄 會計法
 監獄 衛生學
 監獄 教育及免囚保護
 同 實算 術上
 同 犯罪心理 學
 倫理 講話
 科 外 講義
 監獄 實務演習
 少年犯罪者の醫學的考察

部長 野村 柳吉 神戶
 看守 中野 良一 岡山
 看守 山田直次郎 岡山
 看守 谷田傳次郎 廣島
 看守 大西 小一 廣島
 部長 原 谷藏 山口
 看守 吉岡 喜重 松江
 部長 成瀬正太郎 高松
 部長 上路甚三郎 松山
 看守 岡本 九平 德島
 看守 村田 義格 高知
 看守 山本八百藏 三池
 部長 高木 幸雄 福岡
 看守 宮本 秀夫 福岡
 部長 淺野 孝大 分
 看守 牟田初太郎 佐賀
 部長 牛島 五郎 長崎
 看守 土橋惣太郎 長崎
 看守 松平 辰雄 熊本
 看守 新藤 長助 宮崎
 部長 川畑 叶二 鹿兒島
 看守 上原 真高 沖縄

看守長 谷口丈太郎 函館
 看守 菊池 繁 札幌
 看守 高橋 敏郎 旭川
 看守 山田 寛 十勝
 看守 藤倉 武 網走
 看守長 堀江清太郎 成興
 看守長 大賀 美雄 京城
 看守長 山口 善治 大邱
 看守長 林 喜 讚 平壤
 看守 佐藤金次郎 西大門
 看守 新井 中吾 釜山
 部長 興相初太郎 臺北
 看守 山口 晟 臺中
 看守 深川 鐵次 臺南
 看守 加藤 慧海 福岡
 教諭師 友清 義昭 光州
 教諭師 大演 專精 廣島
 教諭師 摺月 晴臣 臺北
 教諭師 北島 深護 三池
 教諭師 箕浦 義洋 京濱
 教諭師 瓜生 義雄 廣演
 教諭師 武田 定賢 集島
 教諭師 光弘 繁雄 名古屋

監獄 事務官 松井 和義
 監獄 事務官 敬助
 監獄 事務官 富田祐太郎
 監獄 事務官 山岡萬之助
 監獄 事務官 宮城長五郎
 監獄 事務官 林 頼三郎
 監獄 事務官 秋山高三郎
 監獄 事務官 辻 敬助
 監獄 事務官 松井 和義
 監獄 事務官 芥川 信義
 監獄 事務官 河野 純孝
 監獄 事務官 武田 慧宏
 監獄 事務官 萩森壯太郎
 監獄 事務官 水谷 嘉市
 監獄 事務官 寺田 精一
 監獄 事務官 佐佐木英夫
 監獄 事務官 北島 良吉
 監獄 事務官 藤本慶太郎
 監獄 事務官 小田 原分

△練習所入所生氏名
 看守 水野 兼吉 名古屋
 看守 川伊王 郎 安濃津
 看守 澤 直治郎 購所
 看守 中野 久三 岐阜
 看守 北野竹太郎 金澤
 看守 富永 久一 新潟
 看守 齋藤 文藏 福島
 看守 永井吉兵衛 宮城
 看守 上野 清一 山形
 看守 高橋 龜治 秋田
 看守 村上彦太郎 盛岡
 看守 蝦名末太郎 青森
 看守 葛原勇一郎 京都
 看守 宮田 正一 京都
 看守 遠藤 昌原 大阪
 看守 寶定昌太郎 大阪
 看守 船津 敏 奈良
 看守 春藤勝三郎 奈良
 看守 野際 勉 和歌山
 看守 林 關松 神戸
 看守 小西新之丞 東京
 看守 村岡 喜久 東京
 部長 大澤成次郎 小菅
 部長 渡邊 直 小菅
 看守 清水財次郎 巢鴨
 看守 常石政次郎 豐多摩
 看守 谷合 湖 豐多摩
 看守 須坂幸次郎 横濱
 看守 鈴木 新藏 横濱
 部長 戸谷 清助 浦和
 看守 矢島 國男 浦和
 部長 向後米太郎 千葉
 看守 宮永芳之介 水戸
 部長 増山喜三郎 宇都宮
 看守 野口 峰造 前橋
 部長 酒井喜太郎 長野
 看守 小宅 正友 甲府
 部長 山内 嘉市 静岡

○贈與金

本會々則第十一條第一項第三號乃至第五號に據り故臺北監獄看守大井多吉氏遺族外二十一名に對し退職贈與金として金拾五圓以下の金員を贈與し九月二十日附を以て夫々元管轄典獄を経由交付したり。

○茶話會

十月九日(第二土曜)午後二時より本會階上講堂に於て茶話會を開催す、講師には府立松澤病院醫員醫學士金子準二氏を聘す、氏は「精神病より見たる監獄及び犯罪人」なる題下に頃日來各地監獄在監者に就き實地研究調査せられたる有力なる資料を基礎として氏の専門的立場より滔々數萬言監獄實務者に有益なる知識を供給され滿場拍手裡に午後三時過降壇せらる。

後會員には別室に於て茶菓を饗し各自談話を交へ薄暮散會せり。

當日出席者は練習生、養成所員の外左記の諸氏なり。

- 吉永榮次郎 三浦 四郎 野手甚之助 高津 包道
- 安松 貫 小澤 義親 大島 徳治 田崎治三郎
- 澤田幸太郎 大島市三郎 小山 徳次 扇谷 與三
- 山崎松之丞 坂田 重廣 青木 貞藏 古谷宗三郎
- 高橋榮次郎 末光 榮平 土橋竹次郎 高橋甚五郎
- 楠 敏一 鶴岡金之助 大塚清三郎 瀧藤 義三
- 川尻 光 齋藤 康清 和田 岩雄 藤井 藤藏
- 堀越源二郎 保坂 吉造 藤井 惠照 長谷川鐘太郎
- 吉野七之助 長谷場圭介 小丸源左衛門 長山 始
- 里 誠一 後藤 章吾 齋藤 敬二 毛利 榮教
- 吉川桂太郎 橋 典仁 小原綱五郎 淺間徳三郎
- 印南金次郎 羽柴瑪之助 林 定弘 廣部 惇
- 大草東三郎 河野 純孝 千葉準三郎 土倉 是空
- 西部 利恵 武田 慧宏 木村 眞吉 佐々木豊茂
- 加藤 清作 保坂朝治郎 富樫 源治 吉岡 平吉
- 大月義平二 白井 重松 寺崎 勝治 野口 謙造
- 坪井 直彦 有馬四郎助 辻 敬助 松井 和義
- 北島 良吉 谷田 三郎

叙任

- 給四級俸 看守長(網走) 駒澤和吉郎
- 文官分限令第十一條第四項ニ據リ休職ヲ命ス
- 任看守長 十勝監獄看守 山根 信松
- 給五級俸 十勝監獄勤務ヲ命ス
- 給五級俸 依願免官 看守長(沖繩) 我部 政仁
- 任看守長 沖繩監獄 古樫 宗機
- 給九級俸 沖繩監獄勤務ヲ命ス
- 給五級俸 依願免官 看守長(福岡) 徳永梅太郎
- 月俸七十圓給與 依願免官 看守長(福岡) 藤野 秀實
- 福岡監獄勤務ヲ命ス 看守長(岡山) 緒方 安章
- 任看守長 廣島監獄看守 中谷 源一
- 月俸五十三圓給與 福岡監獄勤務ヲ命ス
- 任看守長 岡山監獄看守 高崎 又市
- 給九級俸 岡山監獄勤務ヲ命ス 青森監獄教誨師 廣田 賢龍
- 任教誨師 青森監獄勤務ヲ命ス 橫濱監獄教誨師 下井 香潤
- 十級俸下賜 橫濱監獄小田原分監勤務ヲ命ス

- 任看守長 高知監獄勤務ヲ命ス
- 給八級俸 依願免官 看守長(大分) 馬見塚 國平
- 任看守長 大分監獄勤務ヲ命ス 柴尾中三郎
- 給七級俸 依願免官 看守長(三池) 松本千代吉
- 任看守長 三池監獄勤務ヲ命ス 長崎監獄看守 榮田 彌三
- 給八級俸 依願免官 看守長(大分) 馬見塚 國平
- 給六級俸 依願免官 大分監獄 柴尾中三郎
- 給七級俸 依願免官 看守長(三池) 松本千代吉
- 給八級俸 三池監獄勤務ヲ命ス

公文

○司法省會甲第二八八三號

(大正九年九月二十五日附裁判所 檢事局、監獄宛司法次官通牒)

移轉料ニ付依命通牒

這回司法省所管內國旅費規則中朝鮮、臺灣、樺太ニ於ケル旅費額改正ニ付該移轉料支給額別紙ノ通改定相成候

司法省所管內國旅費規則第一表ニ依

ル移轉料

| | | | |
|-----|-------|-------|-------|
| 等級 | 二百哩以内 | 四百哩以内 | 六百哩以上 |
| 親任官 | 二百四十圓 | 二百六十圓 | 二百八十圓 |
| 勅任官 | 百七十五圓 | 百九十圓 | 二百五圓 |
| 奏任官 | 百五圓 | 百二十圓 | 百三十五圓 |
| 判任官 | 五十五圓 | 七十圓 | 八十五圓 |

司法省所管內國旅費規則第二表ニ依

ル朝鮮、臺灣、樺太內移轉料

| | | | |
|-----|-------|-------|-------|
| 等級 | 二百哩以内 | 四百哩以内 | 六百哩以上 |
| 第一級 | 百五圓 | 百二十圓 | 百三十五圓 |
| 第二級 | 百五圓 | 百二十圓 | 百三十五圓 |
| 第三級 | 五十五圓 | 七十圓 | 八十五圓 |
| 第四級 | 五十五圓 | 七十圓 | 八十五圓 |
| 第五級 | 三十五圓 | 四十四圓 | 四十五圓 |
| 第六級 | 二十圓 | 二十五圓 | 三十五圓 |

○司法省會甲第二八八四號

(大正九年九月二十五日附司法 省管內各官廳宛司法大臣訓令)

司法省所管內國旅費規則中朝鮮、臺灣、樺太內旅行者ニ支給スヘキ旅費額別表ノ通改正シ大正九

年六月一日以降ノ旅行ニ付之ヲ適用ス

第一表 朝鮮、臺灣、樺太、內旅費額)

| 等 | 級 | 車馬賃 | 日當 | 宿泊料 | 食卓料 | 移轉料 |
|----|-------|-------|-------|------|-------|---------|
| 親任 | 官 | 二圓五十錢 | 十圓 | 二十二圓 | 四圓 | 三百圓以內 |
| 勅任 | 官 | 二圓 | 九圓 | 十五圓 | 四圓 | 二百二十圓以內 |
| 奏任 | 五等以上 | 一圓五十錢 | 七圓 | 十圓 | 三圓五十錢 | 百五十圓以內 |
| 官任 | 六等以下 | 一圓五十錢 | 六圓 | 九圓 | 二圓五十錢 | 百五十圓以內 |
| 列任 | 五級俸以上 | 一圓二十錢 | 四圓 | 七圓 | 二圓 | 百圓以內 |
| 官任 | 六級俸以下 | 一圓二十錢 | 三圓五十錢 | 六圓 | 二圓 | 百圓以內 |

一、鐵道賃、船賃ノ支給方ハ内地ニ同シ

第二表ノ内(朝鮮、臺灣、樺太內旅費額)

| 等 | 級 | 車馬賃 | 日當 | 宿泊料 | 食卓料 | 移轉料 |
|----|---|-------|-------|-----|-------|--------|
| 第一 | 乙 | 一圓五十錢 | 七圓 | 十圓 | 二圓五十錢 | 百五十圓以內 |
| 第二 | 乙 | 一圓五十錢 | 六圓 | 九圓 | 二圓五十錢 | 百五十圓以內 |
| 第三 | 乙 | 一圓二十錢 | 四圓 | 七圓 | 二圓 | 百圓以內 |
| 第四 | 乙 | 一圓二十錢 | 三圓五十錢 | 六圓 | 二圓 | 百圓以內 |

| | | | | | | |
|----|---|------|-------|-------|-------|--------|
| 第五 | 乙 | 九圓十錢 | 二圓五十錢 | 四圓五十錢 | 一圓二十錢 | 五十圓以內 |
| 第六 | 乙 | 七圓十錢 | 二圓 | 三圓五十錢 | 八圓十錢 | 三十五圓以內 |

一、鐵道賃、船賃ノ支給方ハ大正九年八月司法省會甲第二一五〇二號訓令(第二表ノ内(内地旅費額)ノ部所掲ニ同シ)

○司法省會甲第二九六七號

(大正九年十月四日附司法省管内各官廳宛司法大臣訓令)

司法省所管內國旅費規則中左ノ通改正ス

第五條 工師、工手、雇員及囑託員ノ旅費ハ給料

若ハ手當ヲ受クル者ニ付テハ其ノ月額ノ日給ヲ以テ合算シタル額ニ依リ受ケサル者ニ付テハ爵位勳功ニ依リ左ノ區別ニ從ヒ之ヲ支給ス但シ爵位勳功ヲ併有スル場合ハ高キニ從フ

- 一、月額三百圓以上ノ者有爵者又ハ正六位以上勳五等以上及功四級以上ノ者ハ第二表第一號
- 二、月額百七十圓以上三百圓未滿又ハ從六位勳六等及功五級ノ者ハ第二表第二號
- 三、月額百十圓以上百七十圓未滿又ハ正七位若ハ從七位勳七等及功六級ノ者ハ第二表第三號

- 四、月額五十五圓以上百十圓未滿又ハ正八位以下勳八等及功七級ノ者ハ第二表第四號
- 五、月額五十五圓未滿又ハ位勳功級ヲ有セサル者ハ第二表第五號

◎司法省監甲第九六三號

(大正九年十月六日附各監獄典獄宛司法省監獄局長通牒)

移轉料等支給ニ關スル件依命通牒

判任官以下監獄職員ニ支給スヘキ赴任手當移轉料等ハ自今左記ノ範圍内ニ於テ減額支給相成度

記

- 一、赴任手當及移轉料ハ規定額ノ二分ノ一
- 一、家族移轉料中赴任手當三分ノ二ニ該當スル金額ハ之ヲ其二分ノ一トス
- 但シ十二歲未滿ノ家族ニ付テハ其半額トス

原下

卓一著
井香潤共著

(勝友叢書)
(第六編)

獄中日記 假出獄まで

菊判百九十四頁
定價金壹圓
郵送料六錢

最新刊

本書は著者十數年の問監獄教誨に従事せる傍仔細に囚情を視察し日々の教誨の際に受刑者の眞面目なる懺悔告白を聞く毎に一々之を書留め置き今回之を纏めて一人の受刑者が一年三百六十五日間の日毎の感想を綴れる日記の如くに編述せるものにして獄中生活の實狀受刑者の改過遷善せる徑路等を著者一流の麗筆を以て細叙し行文平易、流暢、在監者の看讀書籍として適當なるは勿論其他刑事學者竝に心理學者に在ても偉大の研究資料たるを信じて疑はず、仍て之を江湖に推獎す

發行所

東京市麴町區西日比谷町一番地
振替口座番號東京二五〇五九

監獄協會

論說

宗教團體ノ法上ノ地位ニ就テ (完)

法學博士 佐々木惣一
文學士 佐々木英夫
犯罪ト社會的制裁
刑事訴訟法上宣誓無能力ノ範圍及其疑問二三
辯護士 鈴木茂雄

海外近況

○英國の懷柔政策 ○獨逸の武力 ○佛國國旗、侮辱 ○タイムス紙の空中發送 ○Prince Ioachim の薨去

寄書

論語ニ於ケル經濟道德……………高等師範部學生 齋藤 要
辯護士試驗答案……………及第者 花村四郎
漫 錄(溫故叢談)……………栽培經濟論……………藤 郎 生

判例要旨(大審院行政裁判所判例) 雜 錄……………高等學校高等科教員檢定試驗出
發問題 ○外交科試驗問題 ○判檢事登用試驗問題 ○辯護士試驗問題

日本大 ○畫問部法律科教授 ○教授增聘 ○講演會記事 ○辯士派遣 ○女子學生大會
學記事 ○秋季雄辯大會 ○日本法政學會維持員推選 ○會員消息 ○會費領收報告

新刊紹介

米田庄太郎著「經濟心理の研究」……………圓谷 弘

日本法政新誌

第七十卷 第十號

—(號五十八百第)—

神田區三崎町日本大內
日本法政學會發行

[定價一冊金四拾錢郵稅壹錢五厘]

會費ヲ振替貯金ニ拂込マルル
場合ノ注意

口座
番號
東京貳五〇五九番

加入者
氏名

監獄協會

大正九年十月二十六日發行

(定價金拾貳錢)

發行人兼編輯人
東京市牛込區市谷區久町六拾番地
北島良吉

印刷人
東京市四谷區愛住町二番地
磯村政富

印刷所
東京市神田區中環樂町十七番地
中外印刷株式會社

發行所
東京市麹町區西日比谷町壹番地
電話新橋壹參六八番
監獄協會

賣捌所
東京市四谷區愛住町二番地
東京書院

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可(監獄協會雜誌第參拾參卷第十號)(大正九年十月二十六日發行每月一回二十日發行)

明治二十七年二月廿六日第三種郵便物認可